

第二次町田市環境マスタープラン



「水とみどりとにぎわいの調和した
環境都市 まちだ」
を目指して



町 田 市

新しい環境像の実現に向けて



町田市では、2000年（平成12年）に「町田市環境基本条例」を制定し、2002年（平成14年）には「町田市環境マスタープラン」（現行計画）を策定し、これまでに住宅用太陽光発電システム設置補助制度の創設、家庭ごみの有料化に伴うごみの減量化など、一定の成果を挙げてまいりました。しかしながら、社会情勢の変化とともに、地球温暖化への意識も大きく変わり、環境に対する市民の関心はこれまでのものとは違うものとなっています。

また、東日本大震災に端を発した夏場の電力不足や放射性物質の拡散などの問題により、市民の節電に対する意識や行動、太陽光発電をはじめとした、再生可能エネルギー導入への関心の高まりなど、エネルギーに対する考え方も大きく変わってきています。

このような社会情勢の中、環境政策の最新の動向や「現行計画」の10年間の進展状況を基に、「望ましい環境像」及び「施策・目標の体系」の見直しを図り、地球温暖化防止や新たなエネルギー政策に力を入れた「第二次町田市環境マスタープラン」を策定いたしました。

このマスタープランでは、望ましい環境像を「水とみどりとにぎわいの調和した環境都市 まちだ」として、「地域で取り組む地球温暖化の防止」、「自然環境と歴史的文化的環境の保全」、「持続可能な循環型社会の構築」、「良好な生活環境の創造」及び「環境に配慮した生活スタイルの定着」の5つの基本目標を掲げ、その実現に向け、市民・事業者の皆様とともに着実に進めることで、誰もが実感できる環境施策を推進して参ります。

最後になりましたが、計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました町田市環境審議会委員の皆様、市民意見交換会やパブリックコメントに参加していただいた多くの市民の皆様にご心からお礼申し上げます。

今後とも、新しい町田市の環境行政へのご理解とご支援をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

2012年4月23日

町田市長 石坂 丈一

目次

序章	策定の背景及び環境の現状と課題2
	1. 「第二次町田市環境マスタープラン」策定の背景.....2
	(1) 「町田市環境マスタープラン」の策定経緯.....2
	(2) 社会情勢の変化.....2
	(3) 策定の背景.....3
	(4) 「町田市環境マスタープラン」の課題と改善の方向性.....4
	2. 町田市の環境の現状と課題.....6
	(1) 町田市の概況.....6
	(2) 町田市の環境の現状と課題.....10
第1章	計画の基本的事項16
	1. 計画の目的.....16
	2. 計画の位置づけ.....16
	3. 計画の対象とする範囲.....17
	4. 計画の対象とする期間.....18
	5. 計画の構成.....19
第2章	町田市の目指す環境の将来の姿20
	1. 環境の保全、回復及び創造に向けた基本理念.....20
	2. 環境像を掲げるにあたっての着眼点.....20
	3. 望ましい環境像.....21
	4. 基本目標.....22
	5. 施策・目標の体系.....25
第3章	環境像を実現するための取り組み26
	1. 地域で取り組む地球温暖化の防止.....26
	2. 自然環境と歴史的文化的環境の保全.....32
	3. 持続可能な循環型社会の構築.....38
	4. 良好な生活環境の創造.....44
	5. 環境に配慮した生活スタイルの定着.....50
第4章	推進体制・進行管理54
	1. 推進体制.....54
	2. 進行管理.....55
	附属資料.....56

本文中に「*」のある用語については、最初に出てくる見開きページ下段に示すとともに、附属資料に用語解説を掲載しています。なお、本文中に「◇」のある法令・計画については、附属資料にのみ解説を掲載しています。

1 「第二次町田市環境マスタープラン」策定の背景

(1) 「町田市環境マスタープラン」の策定経緯

町田市では、2002年3月に「町田市環境基本条例[◇]」（以下、「環境基本条例」といいます。）に基づき、環境の保全、回復及び創造に向けた取り組みの展開を図るため、10カ年の「町田市環境マスタープラン」（以下、「前計画」といいます。）を策定しました。環境基本条例第9条に基づいた「町田市環境基本計画」（以下、「環境基本計画」といいます。）及び、第11条に基づく「環境行動指針」がその内容となっています。その後、前計画のアクションプランとして、2004年には、市民・事業者の取り組みを促すための「環境重点配慮指針」を策定しました。

2008年には、市内外における社会経済環境の変化や、取り組みの成果を踏まえて、市民・事業者・行政の協働のあり方を見直し、取り組みを着実に進めるための「町田市環境マスタープラン 中期実施計画」（以下、「中期実施計画」といいます。）を策定しました。

(2) 社会情勢の変化

2002年に前計画を策定して以降、環境をとりまく社会情勢は大きく変化しています。

国では、「地球温暖化対策の推進に関する法律[◇]」（以下、「温対法」といいます。）、「エネルギーの使用の合理化に関する法律[◇]」（以下、「省エネ法」といいます。）等の地球温暖化に関わる重要な法律の改正や、環境教育に関する「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律[◇]」の制定、生物多様性*に関する「生物多様性基本法[◇]」の制定などの新たな法律の制定が進みました。

また、国は「2020年までに温室効果ガス* 25%削減（1990年比）」といった地球温暖化対策に関する目標を掲げ、企業や市民など幅広い主体を巻き込み、目標達成に向けた取り組みを進めています。

東京都においても、環境に関する条例や制度の整備が着実に進んでおり、地球温暖化対策においては、国に先駆け、「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度[◇]」を導入するなど、先進的な取り組みを進めています。

* 生物多様性：全ての生物の間に違いがあること。生物の多様性に関する条約では、生態系・種間（種）・種内（遺伝子）の3つのレベルにおいてそれぞれ多様性があるとしている。

* 温室効果ガス：温められた地表からの熱（赤外線）が、宇宙空間へと放射されるのを抑え、地表面の温度を一定に保つ役割を果たしているガスのこと。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フルオロカーボン等がある。いずれも大気中で微量な成分であるが、人間活動により急激に増加しており、地球温暖化を引き起こしている。

(3) 策定の背景

●「町田市環境マスタープラン」策定以降の取り組み

町田市では、2002年度以降、前計画に基づき、ごみの資源化*や、みどりの保全、ビオトープ*の整備等、さまざまな取り組みを展開してきました。

●目標達成状況の監視と現状

前計画に基づく環境施策の進捗状況、各主体の環境保全行動の定着状況と目標の達成状況は、毎年発行している「町田市環境白書」に示しています。

2011年度末時点での前計画の成果指標達成見込みは、約50%程度であり、策定当初に掲げた環境像の実現には、更なる取り組みが必要です。

●「町田市環境マスタープラン」策定以降の社会情勢への対応

前計画策定以降、町田市の環境をとりまく状況は大きく変化しています。国の温対法や省エネ法の改正、東京都の温室効果ガス排出総量削減義務の開始にともない、町田市の大規模事業者は更なるエネルギー使用量の削減や地球温暖化対策が必要となりました。また、市民生活においても、「特定家庭用機器再商品化法」（以下、「家電リサイクル法」といいます。）や「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」などのリサイクル法の整備により、家電や容器包装のリサイクルが急激に進むなど、国や都の環境政策により事業活動や市民生活は変化しています。一方、家電リサイクル法の対象外となっている小型家電製品からのレアメタル*、レアアース*の回収などを行う仕組みづくりの必要性も提起されています。こうした社会情勢の変化とともに、町田市においても、太陽光発電への補助制度や電気自動車*によるカーシェアリング*の社会実験等、最新の社会情勢に対応した新たな環境施策を進めているところです。

●関連計画との整合

前計画の策定以降、町田市は、総合的な施策方針を示した町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン[◇]」や、「町田市環境マスタープラン」と関連の深い「町田市一

* 資源化：資源として利用すること。町田市では、「町田市一般廃棄物資源化基本計画」に基づき、ごみの減量・資源化に取り組んでいる。

* ビオトープ：ドイツ語で生物を意味する「ビオ」と場所を示す「トープ」の合成語。一つの生物種にとって必要な空間のまとまりを、その種のビオトープという。また、一定の区域に、元来そこにあった自然風景、生態系を回復・保全することも指す。

* レアメタル：資源としては存在量が少ない、または存在量が多くても採掘が難しいため産出量が少ない希少金属の総称。プラチナ・モリブデン・コバルト・ニッケルなど、31種類がある。

* レアアース：レアメタルの一種で、希土類元素の酸化物や塩化物の総称。発見当初（18世紀末）、それまで発見されていた土類・鉱石に比べ希少であったため「希土類」と名づけられたといわれている。

* 電気自動車：電気エネルギーにより走行する自動車。走行中に排気ガスを出さず、騒音も少ないという特徴がある。

* カーシェアリング：登録を行った会員間で、特定の自動車を共同使用するシステム。このシステムの普及により、自動車への過度の依存がもたらす環境負荷の低減や、交通渋滞の緩和、駐車場問題の解決などが期待される。

般廃棄物資源化基本計画[◇]」の策定、「町田市緑の基本計画[◇]2020」や「町田市都市計画マスタープラン[◇]」の改定などを行っており、これらの計画との整合を図る必要があります。

以上のことから、前計画策定後、10年が経過した今、最新の動向や取り組みの進展を踏まえ、計画の構成・体系そのものを抜本的に見直し、「第二次町田市環境マスタープラン」を策定しました。

(4) 「町田市環境マスタープラン」の課題と改善の方向性

●目標について

前計画ではさまざまな目標をたてていますが、中でもごみの削減や資源化についての目標は多くを達成し、市民意識調査でもごみの取り組みに対する評価は高くなっています。その一方、生物多様性の保全など進んでいない施策もあり、前計画の成果指標達成見込みは約50%と十分な状況とはいえません。その原因としては、目標や成果指標そのものが、基礎自治体である町田市の実行可能な範囲を超えた設定となっていたり、実効性の担保や目標を達成するための具体的な手法やプロセスの検討が、不十分のまま計画に掲げていたことが考えられます。

改善の方向性 → 施策の実効性を見据えた目標設定

●計画の実効性について

2008年に策定した中期実施計画は、計画の実効性を担保するため、施策ごとに担当課や実施スケジュールを明記し、特に市民・事業者・行政が一体となって重点的に進めるべき施策についても、「協働プロジェクト」として挙げています。しかし、中期実施計画を前計画策定の6年後に策定したため、前計画で掲げた目標と各課の事業展開に差が生じ、中期実施計画そのものの実効性が担保されず、有効な取り組みにつながっていない点が課題として挙げられます。

改善の方向性 → 実効性が担保された計画の策定

●進行管理と改善の仕組みについて

前計画の進捗状況については、毎年「町田市環境白書」を作成し、施策の進捗状況や、目標達成度の評価を行っています。前計画で掲げた目標・指標は、可能な限り定量化し、達成度を分野ごとに数値として評価することにより、計画の進捗状況を分かりやすく伝えるための工夫を行っています。しかし、目標達成度が低かった分野や施策について、“結果をフィードバックし、施策・事業を見直す”

仕組みがうまく機能していなかったため、効果的な進行管理ができていない状況にあります。

改善の方向性 ▶ 進行管理と改善プロセスの連携

●「第二次町田市環境マスタープラン」の構成について

前計画の中に「環境基本計画」、「環境行動指針」が別々に存在し、またアクションプランとして「中期実施計画」、「環境重点配慮指針」といった冊子が存在するなど、計画全体の構成が分かりにくいという課題があります。特に、「環境行動指針」については、「環境基本計画」と同じ冊子の中に示されていますが、施策との関連性や、市民・事業者・行政の相互の役割分担の明確化・共有化といった点で課題が生じており、計画そのものの分かりにくさが、市民・事業者・行政の連携や取り組みの実効性の低下につながっている可能性が考えられます。

改善の方向性 ▶ 誰もが分かりやすく取り組みやすい計画づくり

●協働の仕組みについて

環境施策を進めていくためには、市民や事業者といった多様な主体の参加や協力が不可欠です。前計画では、環境パートナーシップの構築に向けて、「環境保全地域推進協議会の設立」などの体制整備を目標・施策として掲げてきました。しかし、こうした市民・事業者・行政が連携する場や体制の整備は進んでおらず、結果として、市民・事業者・行政の協働の取り組みは大きな進展がみられていません。環境に関心を持ってもらう段階からの参加・行動につながるネットワークづくり、協働の仕組みづくりが必要になります。

改善の方向性 ▶ 協働の仕組みづくり

●社会情勢の変化について

(2) で挙げたような環境にまつわる法整備に加えて、近年は排出権取引制度など、社会経済の仕組みそのものが大きく変わるような制度が登場しています。「第二次町田市環境マスタープラン」では、こうした急速に変わりつつある、環境をとりまく社会経済情勢に対応する必要が生じています。

改善の方向性 ▶ 社会情勢への対応

以上のような前計画策定後の課題を踏まえて改善することにより、有効な進行管理や改善のしくみを備えた、実効性のある分かりやすく使いやすい計画をつくり、市民・事業者・行政の三者で力を合わせて取り組んでいきます。

2 町田市環境の現状と課題

(1) 町田市の概況

位置・地勢

町田市は東京都心から30～40kmに位置し、東西22.3km、南北13.2kmで、面積は71.64km²の都市です。東京都八王子市、多摩市、神奈川県川崎市、横浜市、大和市、相模原市と接しています。



図1 位置図

市域は、東京都の南端、多摩丘陵の西部から中央部を占める位置に立地しており、西北端に位置する草戸山の海拔364mから三輪地域の海拔27mまで、西高東低の起伏に富んだ複雑な地形となっています。丘陵と台地の地質をみると、5m～15mの深さまで関東ローム層に覆われています。

沿革

町田市域には、先土器時代から人々が暮らしており、多くの遺跡が残っています。中世から近世までは、鎌倉街道や神奈川道（現町田街道）に沿って集落が形成され、宿場町として栄えていました。江戸時代には、養蚕や炭焼などが盛んに行われ、繭、生糸、黒川炭などが売買されていました。

明治期以降には、八王子から原町田を經由して横浜に向かう街道（絹の道）が、重要な物流ルートとなり、町田（原町田）もその中継地の商都として発展しました。

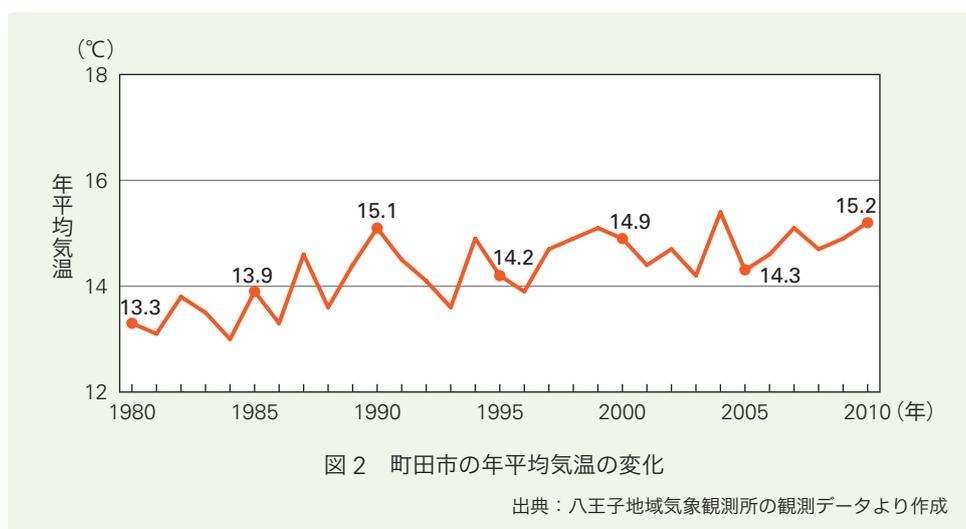
また、明治期の初期には、野津田村、小川村等を中心に自由民権運動が活発に行われていました。

1958年、町田町、鶴川村、忠生村、塚村が合併し、現在の町田市となりました。1960年代から1970年代にかけて住宅地の開発が急速に進み、新たな首都圏近郊の住宅都市としての発展を遂げています。

気 象

町田市は、関東平野南部の気候型に属し、関東山地から丘陵地、台地、低地へと段階的に標高が変化する地形であるため、わずかな地域の差によって気温差が大きくなります。

町田市の気象としては、町田市と同じ多摩地域内にある東京管区気象台八王子地域気象観測所での観測結果をみると、年平均気温は14.4℃、年降水量は1,602mm（いずれも1981年から2010年の平年値）となっています。気温の推移をみると、年平均気温は緩やかな上昇傾向にあります。



地形と土地利用

町田市は、東京都の南端にあり、ほぼ全域が三浦丘陵へと続く多摩丘陵に位置しています。また、市内より流れ出ている境川、鶴見川は、それぞれ相模湾、東京湾へと注ぐ、広域的な河川軸を形成しています。

町田市の土地利用をみると、北部の丘陵地域は樹林地と農地で構成され、里山の景観が広がり、南部は平坦部の原町田周辺を中心として都市機能が集積した市街地となっています。土地利用の変化をみると、北部の丘陵地域は宅地化が進むものの、現在も比較的樹林地・農地が残されていますが、市域全体をみると樹林地・農地が大きく減少し、宅地が増加しています。

人 口

町田市の人口は、2011年10月1日時点において42万5,173人であり、10年前と比較し、約1.1倍に増加しています。65歳以上の人口は21.9%となっています。また、世帯数は18万4,953世帯であり、世帯あたりの人口は減少傾向にあります。町田市将来人口推計では、人口は2022年まで緩やかに増加を続け、その後は横ばいで推移するものと見込まれています。

なお、本計画の目標年度である2021年の人口は43万1,107人と推計されています。また、65歳以上の人口は25.5%と推計されており、全国（国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口（2012年1月推計）の2021年値：28.8～30.0%）と比較すると低くなっています。

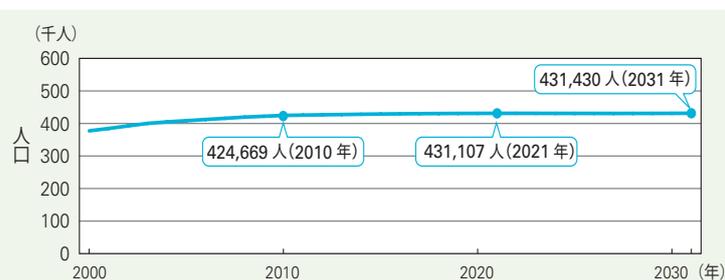


図3 人口の推移と将来推計

出典：「町田市将来人口推計（2010年 町田市政策経営部）」より作成

産 業

町田市の産業構造を市内の事業所数の割合で見ると、2009年度の調査では、第3次産業が最も多く84.8%であり、第2次産業は14.9%、第1次産業は0.3%となっています。2001年度と2009年度を比べると、第2次産業が減少し、第1次産業と第3次産業がわずかに増加しています。

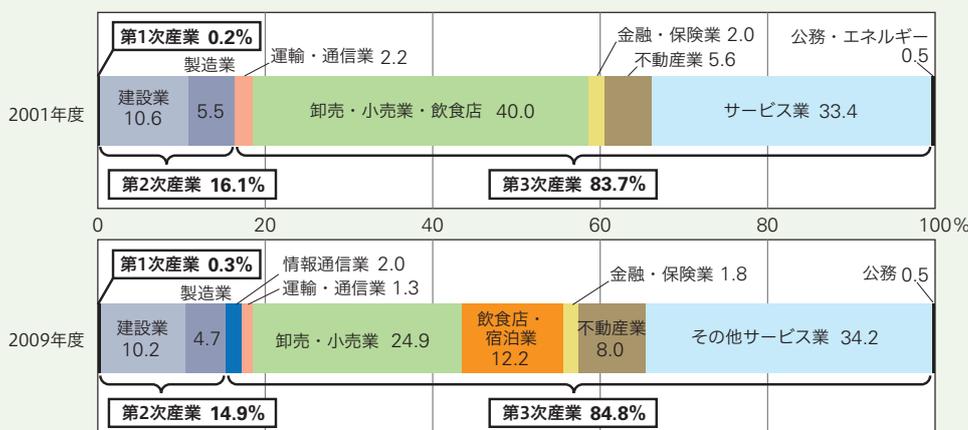


図4 町田市内の事業所数

出典：「事業所・企業統計調査」より作成

※日本標準産業分類が2001年度と2009年度の間に変更になりました。
 ※小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがあります。

社会基盤

町田市は、1960年代から1970年代に大規模な住宅地の開発が進み、首都圏近郊の住宅都市として発展してきました。一方、町田駅周辺は多摩地域及びその周辺地域の中で商業拠点として認識されています。

市内には、JR 横浜線、小田急小田原線、東急田園都市線及び京王相模原線の鉄道が通っていますが、これらの駅が市域の外縁部にあること、丘陵地で坂が多いこと、多摩方面への交通網の整備が不十分であること等の理由から、市民の路線バス、自動車、バイク等への依存度が高くなっています。こうした移動手段の基盤となる町田市内の主要幹線道路は、交通が集中すること、多くが幅の狭い2車線道路であることにより、平日・休日ともに混雑している状況です。

下水道の整備状況をみると、人口普及率*は95.7%（2011年度現在）となっています。現在は、下水処理場から遠い相原地区の市街化区域において整備を進めています。

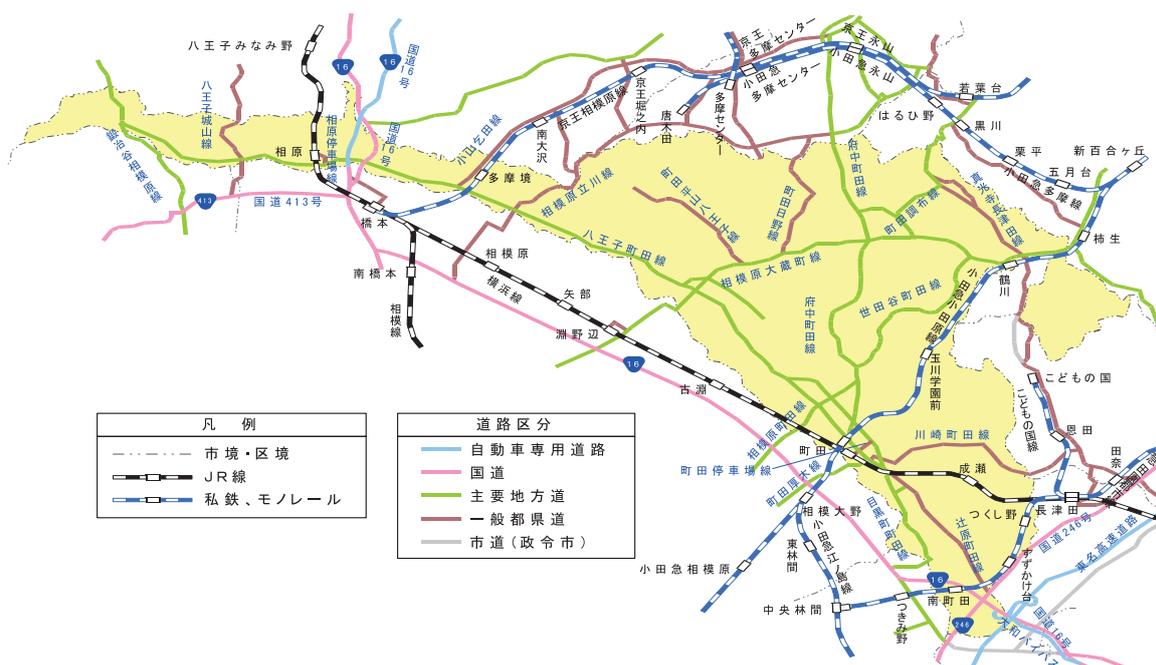


図5 町田市の幹線交通網

出典：「町田市交通マスタープラン」

* 人口普及率：行政区域内人口に占める、下水道処理区域内の人口の割合。

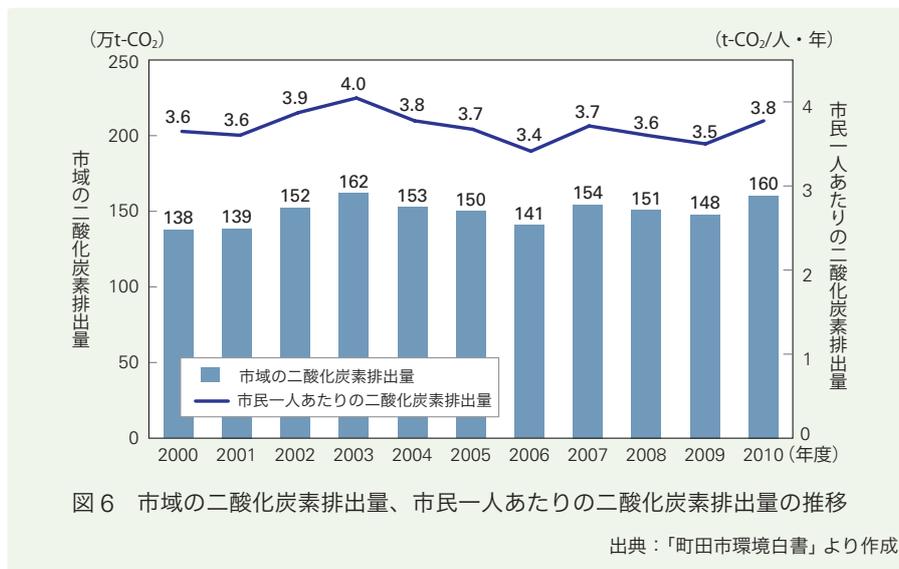
(2) 町田市の環境の現状と課題

町田市が取り組んできた環境問題の現状と課題は以下のとおりです。

町田市の温暖化 ～二酸化炭素排出量からみる現状と課題～

町田市における 2000 年度（前計画の基準年度）からの二酸化炭素排出量（電気、都市ガス、自動車の利用及び一般廃棄物の焼却にともなうもの）の推移をみると、毎年の変動はあるものの、2000 年度と比較すると増加している状況となっています。

市民一人あたりの二酸化炭素排出量を見ると、数値の上下はあるものの、ほぼ横ばいであり、2000 年度と 2010 年度を比較するとほとんど変化はありません。2010 年度の二酸化炭素排出量を排出源別にみると、自動車の利用にともなうものは 44%、電力使用によるものは 35%を占めています。このことから、町田市に有効な地球温暖化対策として、自動車に依存しがちなライフスタイル・ビジネススタイルの転換や公共交通の利用促進、家庭・オフィス等での電力使用量の削減などについて検討を行うことが必要です。



町田市の取り組み事例

町田市では、電力使用にともなう二酸化炭素排出量の削減を目指し、市で独自に戸建て住宅への太陽光発電システム導入に対する補助制度を実施するとともに、公共施設への導入も進めています。2011年4月現在、市内小学校7校、中学校2校に設置しています。2012年度には、新設の市役所本庁舎、鶴川緑の交流館、小山中学校に設置する予定です。



図師小学校に設置した太陽光発電システム

町田市の自然環境 ～みどり率からみる現状と課題～

町田市は、鶴見川、境川、恩田川の源流域を有し、豊かな自然環境に恵まれています。みどり率*は1977年の63.8%から、2007年には43.1%となっており、みどりが減少しています。特に、農耕地と樹林地の減少は顕著となっています。

町田市の北部丘陵にひろがる里山景観の残る地域では、農業活動の衰退による荒廃が進んでいますが、市民団体と市の協働による保全活動、来訪者への啓発活動など、里山を保全する取り組みが実施されています。

都市のみどりの要素である公園、街路樹についても、市で整備を進めています。これらのみどりは、生物の生育・生息環境をつなぐエコロジカルネットワーク*の形成にも役立っていると考えられ、生物多様性の観点からも重要です。また、外来植物の侵食や、外来動物による農作物への被害が問題となっており、対応が求められています。

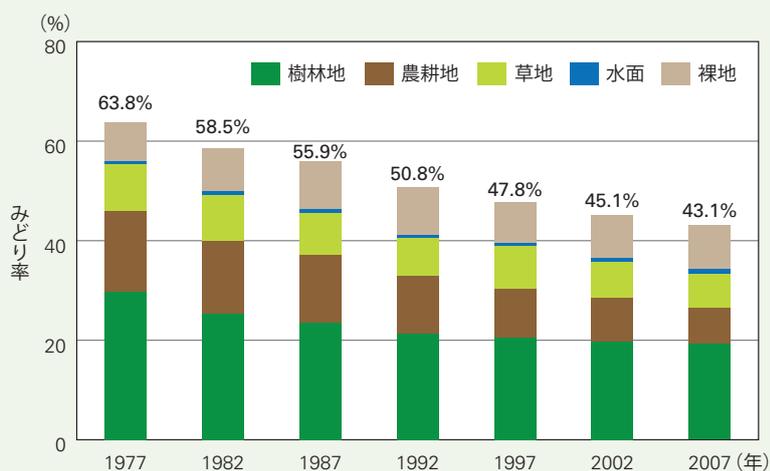


図7 町田市のみどり率の推移

出典：「町田市環境白書」より作成

町田市の取り組み事例

小野路町奈良ばい谷戸では、公募市民による里山保全活動が行われています。また、上小山田町鶴見川源流域は、環境学習の場として活用されています。



上小山田町鶴見川源流域における環境学習の風景

* みどり率：東京都が実施する「土地利用現況調査」の調査結果のうち、樹林地、農耕地、草地、水面、裸地の合計面積が市域面積に占める割合。

* エコロジカルネットワーク：人と自然の共生を確保するために、原生的な自然地域等の重要地域を核として、生態的なまとまりを考慮した上で、有機的につないだ生態系のネットワークのこと。エコロジカルネットワークの形成により、野生生物の生育・生息空間の確保、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化防止等の多面的な機能が発揮されることが期待されている。

町田市の廃棄物 ～ごみ量と資源化率からみる現状と課題～

家庭系及び事業系のごみ総排出量（集団回収を含む）は、2003年度、2005年度に約15万7千tと最も多くなりましたが、2005年10月から家庭ごみの有料化を実施したこともあり、2006年以降減少傾向にあります。一人一日あたりのごみ量を見ると、2000年度は1,096g/人・日でしたが、2010年度には842g/人・日まで減少しています。

しかし、「町田市一般廃棄物資源化基本計画」では、新たな施策を講じない場合、ごみ量は2020年度には約13万4千tとなり、環境負荷を高めるばかりでなく、処理費用及び現清掃工場施設の負担増となることが懸念されています。そのため、ごみ量をさらに削減することが求められています。

一方、資源化率*は2005年度から向上したものの、2007年度以降は約27%に留まり、70%以上のごみは資源化されていない状況です。

なお、この資源化率に含まれないものに、清掃工場で焼却により発生した灰がありますが、これについては、2003年4月以降、東京たま広域資源循環組合においてエコセメント*としてリサイクルしています。

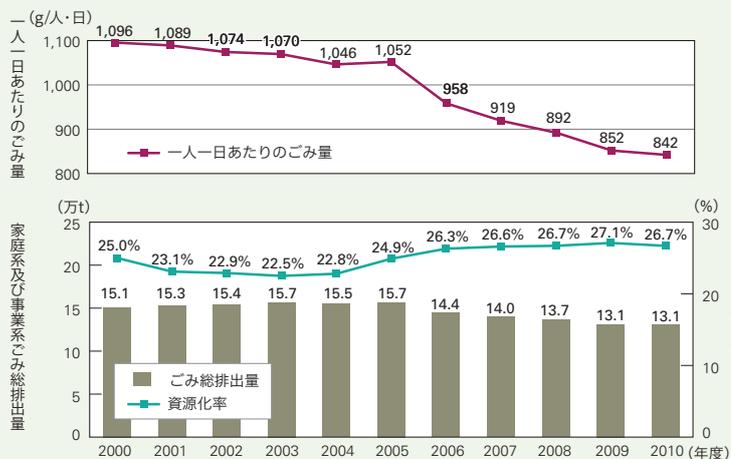


図8 家庭系及び事業系ごみ総排出量、資源化率、一人一日あたりのごみ量の推移

出典：「町田市一般廃棄物資源化基本計画」より作成

町田市の取り組み事例

市は、2009年から、さくらまつりの出店者にリユース食器、リサイクル容器の使用を義務づけており、ごみの減量化及び市民意識の向上を図っています。



さくらまつりの分別ステーション

* 資源化率：一般廃棄物の総排出量に対する、回収された資源の量の割合。町田市ではエコセメント化した灰の量は含めていない。

* エコセメント：ごみ焼却灰や下水汚泥等を原料として生産されたセメントのこと。1,300℃前後の高温で焼成するため、廃棄物に含まれるダイオキシン類など有機化合物は分解される。これまで最終処分場に廃棄されていた廃棄物をリサイクルできるため、逼迫する最終処分場問題を解決する処理方法として注目されている。

町田市の生活環境

～大気や水などの指標からみる現状と課題～

大気質について、2010年度の調査では、SO₂（二酸化硫黄）*、NO₂（二酸化窒素）*、SPM（浮遊粒子状物質）*については、環境基準*を達成しており、経年的に改善傾向にあります。一方で、Ox（光化学オキシダント）*については、環境基準を達成できていない状況にあります。

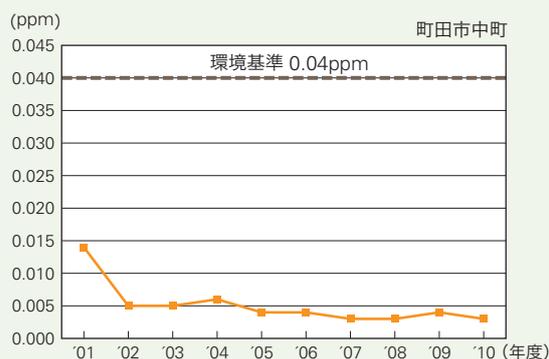


図9 SO₂（二酸化硫黄）の2%除外値^{注1)}の経年変化

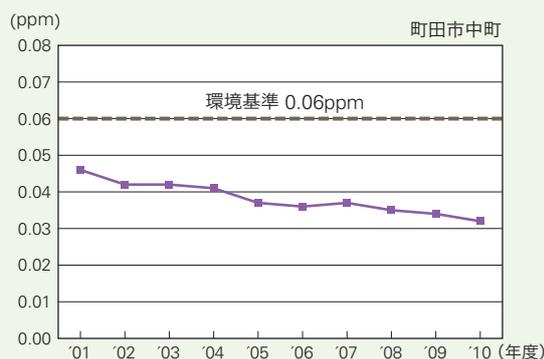


図10 NO₂（二酸化窒素）の98%値^{注2)}の経年変化

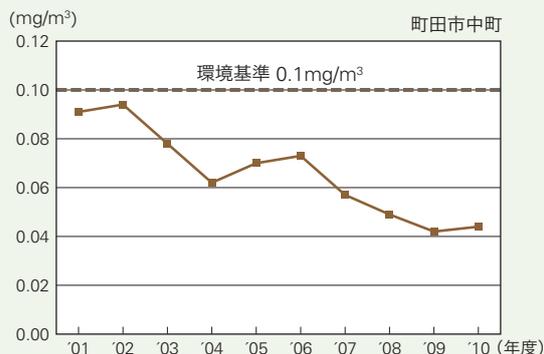


図11 SPM（浮遊粒子状物質）の2%除外値の経年変化

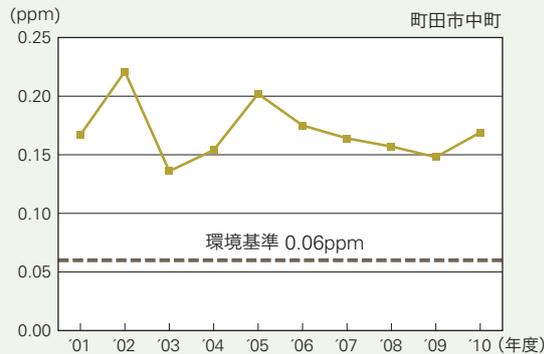


図12 Ox（光化学オキシダント）の昼間の1時間値の最高値の経年変化

出典：大気汚染常時測定局測定結果報告

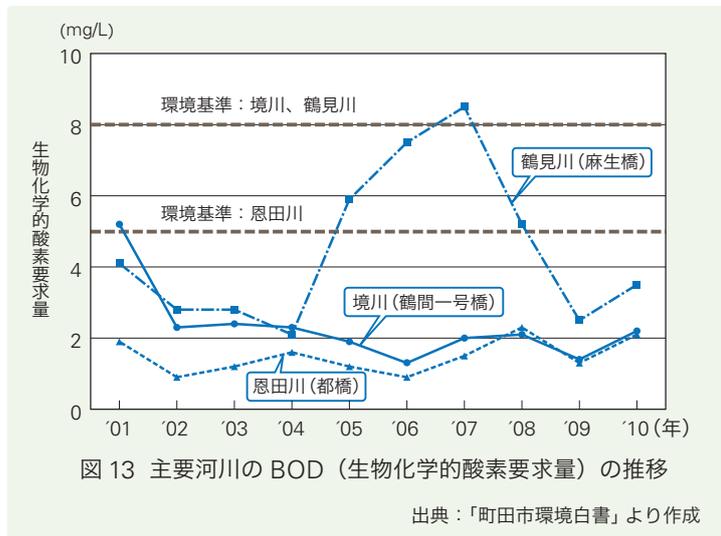
注1) 2%除外値：1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、値の高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値。

注2) 98%値：1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、値の低い方から数えて98%目に該当する値。

- * SO₂（二酸化硫黄）：工場や火力発電所で石炭や重油を燃焼する際に発生するガス。呼吸器への悪影響があるほか、酸性雨の原因物質である。
- * NO₂（二酸化窒素）：物が燃えると必ず発生するガスである窒素酸化物（NOx）の1つ。燃焼により発生する一酸化窒素は大気中で酸化されて二酸化窒素となる。二酸化窒素は、人間の呼吸器に悪影響を与える。
- * SPM（浮遊粒子状物質）：浮遊粉じんのうち、10 μm以下の粒子状物質。ボイラーや自動車の排出ガス等から発生するもので、大気中に長時間滞留し、高濃度では、肺や気管などに沈着し、呼吸器に悪影響を与えるおそれがある。
- * 環境基準：人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準。大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくかを定めたものである。
- * Ox（光化学オキシダント）：大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質。光化学スモッグの原因となり、高濃度では、粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすおそれがある他、農作物など植物への影響も報告されている。

また、町田市では、騒音の測定を、市内の主要幹線道路3地点において年1回実施していますが、環境基準を達成していない状況が続いています。騒音・振動の軽減対策としては、車の使用回数の低減、アイドリングストップ*、低公害車*の導入等が必要ですが、これらは温室効果ガスを減らす取り組みにもつながります。

水質については、下水道の整備により改善傾向となっており、河川の有機汚濁の代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）*は減少し、鶴見川・境川・恩田川の町田市最下流部で環境基準を達成しています。



町田市では、景観計画に基づく景観づくりを行っていますが、美化、景観といった観点からみると、市内には、ごみの不法投棄、屋外広告、電柱等がまち並みを損ねている場所があり、今後も改善への取り組みが必要です。

町田市の取り組み事例

町田市では、市が管理する道路用地等の公共財産を、市民・市民団体・事業者の協力により、良い空間にするための制度として「アダプト・アロード事業*」を実施しています（2011年4月1日現在31団体と管理協定を締結）。この事業では、花壇の育成や道路の清掃活動、道路利用マナー向上の啓発活動に取り組んでいます。



道路の清掃活動の様子

* アイドリングストップ：自動車の停車時にエンジンを停止させること。不必要なアイドリングをやめることで、自動車の燃料の節約、排ガスの削減ができる。

* 低公害車：従来のガソリン車やディーゼル車と比べ、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない、ソーラーカー、電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド車などのこと。大気汚染だけでなく、地球温暖化防止の観点からも普及が期待されている。

* BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物が微生物のはたらきによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標の1つ。河川の環境基準や事業所の排水基準などで定められている。数値（mg/L）が大きいほど、有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。

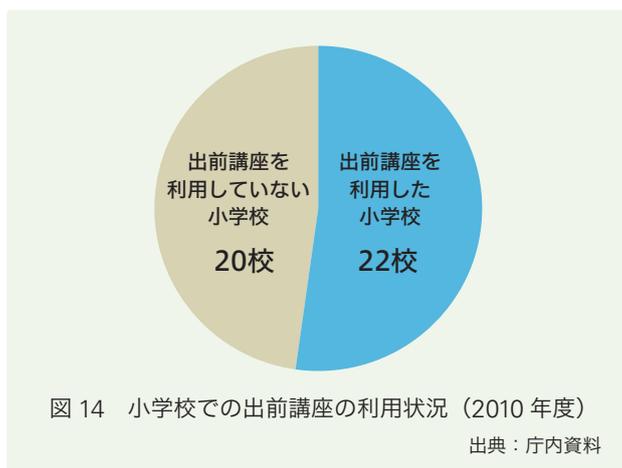
* アダプト・アロード事業：町田市が管理する道路用地などの公共財産を市民団体の手でより良い空間にしようとする制度。市民団体の自主的な活動で道路環境改善に向けた花壇の育成や道路の清掃活動、道路利用マナー向上の啓発活動などに取り組んでいる。

町田市の環境学習 ～取り組み事例からみる現状と課題～

町田市では、まちだ市民大学 HATS*の環境講座、町田エコフェスタ等の環境イベントの開催などにより、市民・事業者の環境意識を高める取り組みを進めています。

市内の小中学校では、みどりのカーテン*やビオトープをつくるなどの取り組みを行っています。そのほか、2010年には市内の市立小学校の約半数である22校が出前講座*を利用するなど環境学習の充実を図っていますが、今後も引き続きさまざまな形で環境学習を進めていくことが求められています。

市民・事業者による環境に関する活動も市内で活発に行われています。特に、北部丘陵や鶴見川流域での自然環境に関する活動が多くみられます。一方で、活動への新たな参加者が少なく、活動を継続していくために、地域の人材の発掘、人材の育成、大学等の学校との連携などの対応が求められています。また、環境学習や環境保全活動に参加しやすくなるような、市民・事業者を支援する仕組みも必要です。



町田市の取り組み事例

町田市では、市民大学や消費生活センターで環境講座を行っており、講座受講後にボランティアに取り組む人も多くいます。また、小学生を対象としたごみ処理場の社会科見学の受け入れや、ごみ減量をテーマにした出前講座を行っています。



出前講座の様子

* まちだ市民大学 HATS：「あなたを励まし、地域を育てる」を基本理念に、市民の学習機会の提供を行うため、1993年に開講した市民大学。名称にある「HATS」は、Humanity（人間性）、Art & Literature（芸術・文芸）、Technology & Science（技術・科学）、Sports & Health（スポーツ・健康）という市民大学の学習領域を示している。

* みどりのカーテン：つる性の植物を窓の外にカーテンのようにはわせることで、日差しをやわらげ、室温の上昇を抑える取り組み。省エネ効果、ヒートアイランドの緩和効果、二酸化炭素吸収効果等が期待される。

* 出前講座：町田市が学校や地域に対して開催している学習講座。町田市の職員や市民団体等が講師となる。2011年度現在は、「資源とごみ」をテーマにした講座があり、普段、目にするものがないごみ処理場や処理方法、処理後のこと等について細かく学ぶことができる。

1 計画の目的

「第二次町田市環境マスタープラン」は、環境基本条例に基づき、環境施策の基本となる環境像を定め、その実現に向けて各分野ごとに目標をたて、施策を策定して総合的に推進するための計画です。

2 計画の位置づけ

1993年に制定された環境基本法では、地方公共団体の責務として、環境の保全に関し「その区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定められています。

町田市は、良好な環境を保全、回復及び創造するとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会*の実現を目指して、2000年に環境基本条例を制定しました。

環境基本条例では、市の責務として、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための環境基本計画を策定すること（第9条）、環境への負荷の低減に寄与する行動を取るための規範となる環境行動指針を策定すること（第11条）を規定しています。

町田市には、町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」をはじめとして、環境に関連するさまざまな条例や計画があり、これらとの整合を図りながら、「第二次町田市環境マスタープラン」を推進する必要があります。

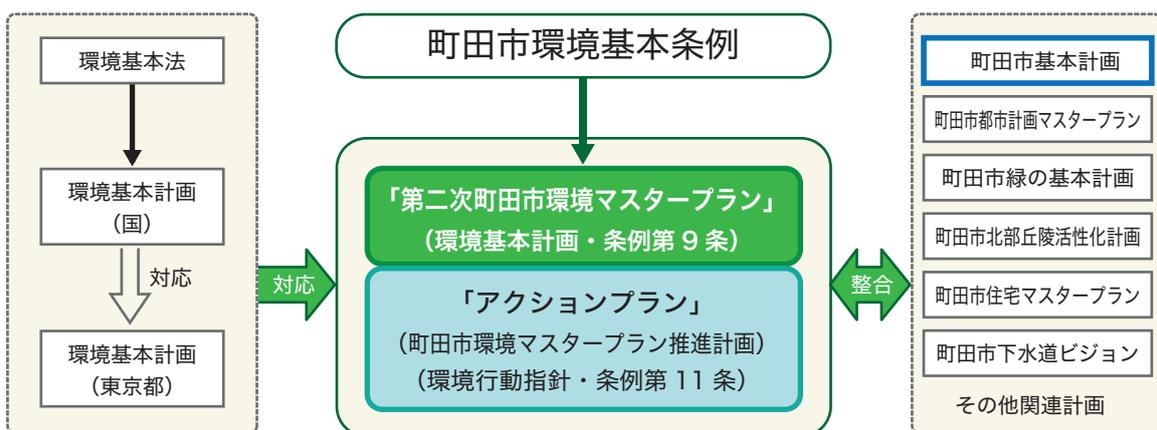


図 15 「第二次町田市環境マスタープラン」の位置づけ

* 循環型社会：大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後に循環的な利用が行われない資源は適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

3 計画の対象とする範囲

「第二次町田市環境マスタープラン」は、3つの環境領域（「地球環境」、「自然環境・歴史的文化的環境*」、「都市環境」）と、環境施策へのさまざまな主体の参画を促進するために必要となる「環境学習と協働」を対象範囲とします。

地球環境

地球温暖化問題は、地球全体の問題ですが、一人ひとりのレベルから環境負荷を低減することが必要です。また、温対法において、自治体としての対応（温室効果ガスの削減）が求められています。そのため、地域レベルで取り組むことのできる、エネルギー対策等に関することを本計画の対象範囲とします。

自然環境・歴史的文化的環境

谷戸*、樹林地、水辺、湧水、農地等の自然環境に関することを本計画の対象範囲とします。また、里山の文化等、地域の自然環境を構成する要因となる歴史的文化的環境についても本計画の対象範囲とします。

都市環境

都市生活における環境に関することを本計画の対象範囲とします。特に、市民生活や事業活動にともない発生する廃棄物（減量、リサイクル）、生活環境（大気、水質、騒音・振動など）、景観に関することも本計画の対象範囲とします。

環境学習と協働

環境学習による環境意識の向上、市民・事業者・行政の協働による取り組みに関することを本計画の対象範囲とします。

* 歴史的文化的環境：「歴史的文化的遺産を含む環境のうち、地域の自然環境を構成する要因となっている環境。もの（町田市環境基本条例第2条（2）より）」を指す。

* 谷戸：台地や丘陵地が湧水などの浸食によって複雑に刻み込まれた地形。谷戸の多様な自然環境では、多様な生物が生育・生息している。

4 計画の対象とする期間

施策の確実な推進及び進行管理のため、「第二次町田市環境マスタープラン」の計画期間を、2012年度から2021年度の10年間とします。

また、具体的な取り組みを記述した「アクションプラン～第二次町田市環境マスタープラン推進計画～」(以下、「アクションプラン」といいます。)は、施策の実施状況を確認し、環境や社会状況の変化にあわせて見直しを行うため、前期計画期間を2012年度から2016年度の5年間とします。

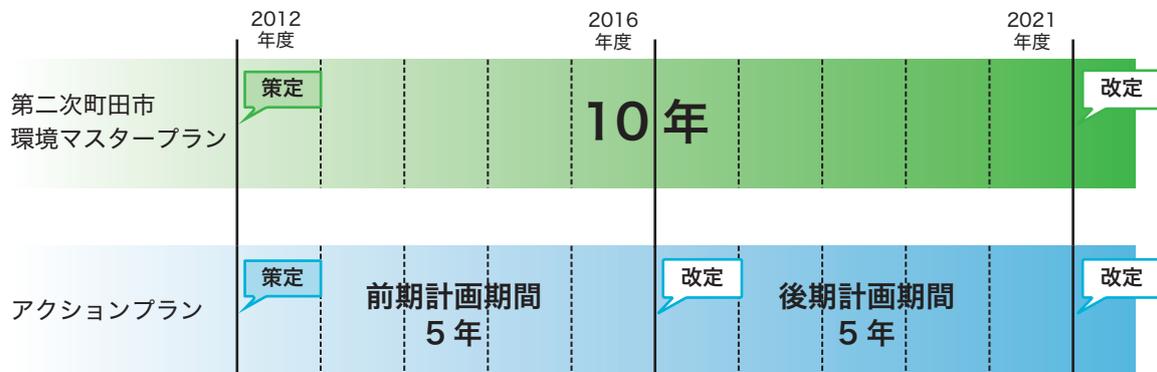


図 16 計画の対象とする期間

5 計画の構成

「第二次町田市環境マスタープラン」と、その推進計画である「アクションプラン」を策定します。

「第二次町田市環境マスタープラン」では、環境への負荷を低減するための目標や施策を示します。

「アクションプラン」は、計画の目標達成のための、町田市の施策を具体化した実行計画です。あわせて、市民と事業者の環境行動指針を記載します。

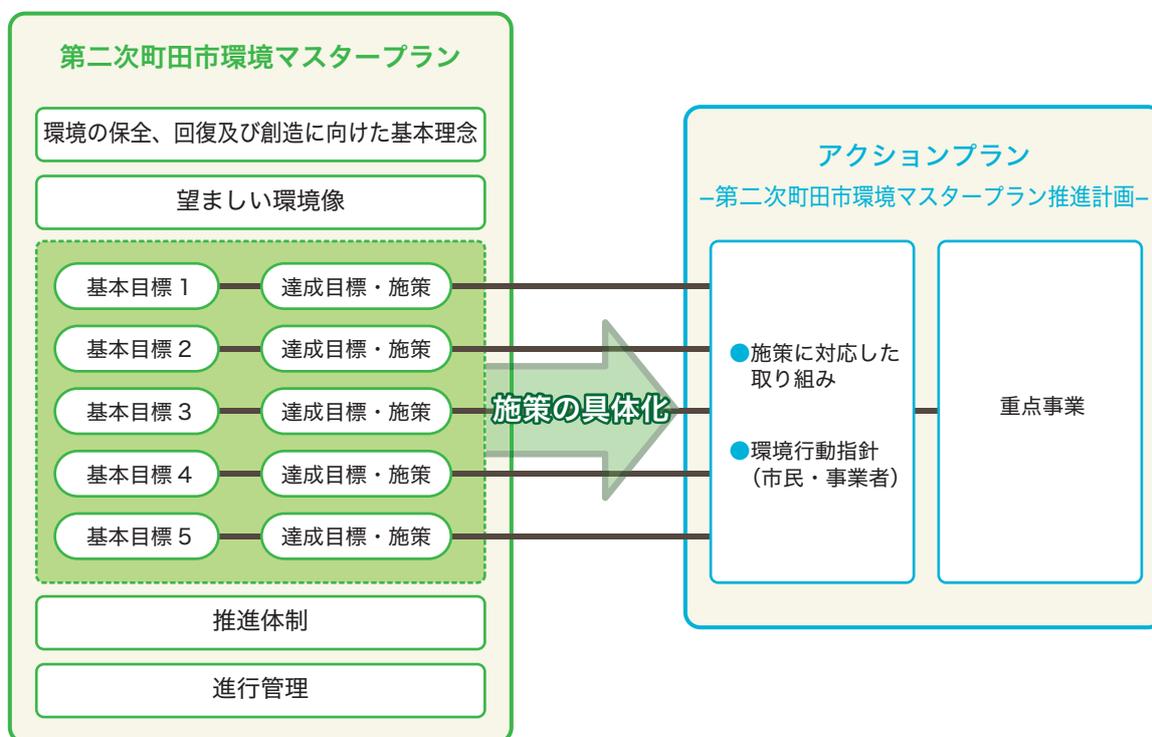


図 17 「第二次町田市環境マスタープラン」及び「アクションプラン」の構成

1 環境の保全、回復及び創造に向けた基本理念

町田市では、環境の保全、回復及び創造に向け、環境基本条例において、下記のように基本理念を定めています。「第二次町田市環境マスタープラン」においても、この基本理念に基づいて、施策を策定・推進していきます。

環境基本条例の基本理念の抜粋

- ① 環境の保全、回復及び創造は、良好な環境及び環境権の確保を図るとともに、このことが将来にわたって継続されるよう適切に行われなければならない。
- ② 環境の保全、回復及び創造は、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に環境への負荷を低減するよう行動することにより、循環型社会を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちを構築することを目的として推進されなければならない。
- ③ 自然環境及び歴史的文化的環境の保全及び回復は、生物多様性（生物種、遺伝子及び生物生息環境の多様性を含む。以下同じ。）が適切に保全及び回復されるよう行われなければならない。
- ④ 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と密接に関わっていることから、すべての者がこれを自らの問題として認識し、そのすべての活動において国際的な認識及び協力の下に積極的に推進されなければならない。

2 環境像を掲げるにあたっての着眼点

●町田ならではの環境を大切にしたい環境都市へ

起伏に富んだ多摩丘陵の豊かな自然や、市街地化の進展などの町田市の環境特性を活かした取り組みを行い、良好な環境を次世代の子どもたちに引き継いでいくことが必要です。

●すべての人が共感できる将来の姿へ

市街地に住んでいる市民も、里山近くに住んでいる市民も、同じ町田市民として共感できる将来の姿を設定し、地域の環境を守っていく気持ちを共有することが必要です。

●人づくり・協働でつくりあげる町田の環境

市民・事業者・行政が協力して地域の環境を守っていくために行動し、それを継続するための人を育てていくことが必要です。

3 望ましい環境像

市民・事業者・行政が連携・協力して、町田市の良い環境の保全、回復及び創造を推進するため、「望ましい環境像」を設定します。

望ましい環境像

水とみどりとにぎわいの調和した環境都市 まちだ

町田市は多摩丘陵に位置し、古くから人々の暮らしを支えてきた水の湧く谷戸や里山など、町田市ならではの自然環境が残されています。みどり豊かな丘陵地を源流部とする鶴見川、境川等の河川は、農地を潤し、市民の憩いの空間を創出しています。一方、町田市は古くから宿場町として、また、当時の商業の発展には欠かせない重要な街道を有し、絹の道の中継地として繁栄しました。近年は首都圏近郊の住宅都市、商業都市、学園都市として発展するなど、活気に満ちたにぎわいのあるまちでもあります。

このような、水辺やみどりの豊かさと人々が行きかうまちのにぎわいは、どちらもまちを構成する大事な要素であり、それらをあわせもつことが町田市の特徴と言え、環境に配慮しつつ両者が調和したまちをつくっていくことが求められます。

町田市では、望ましい環境像を、“水とみどりに象徴される自然とまちのにぎわいが調和し、環境に配慮したまち”と捉えました。にぎわいには、商都町田や人の営みに加え、動植物の豊かさのイメージも持たせています。市民の環境に対する意識を高め、市民・事業者・行政が手を携えて行動していくことで、未来の町田市に引き継いでいく、「水とみどりとにぎわいの調和した環境都市 まちだ」を望ましい環境像とします。

4 基本目標

望ましい環境像を実現し、市民・事業者・行政が積極的に連携・協力して町田市の環境施策を未来に向けて着実に進めるため、計画の対象とする範囲（p.17）を踏まえ、基本目標を設定します。

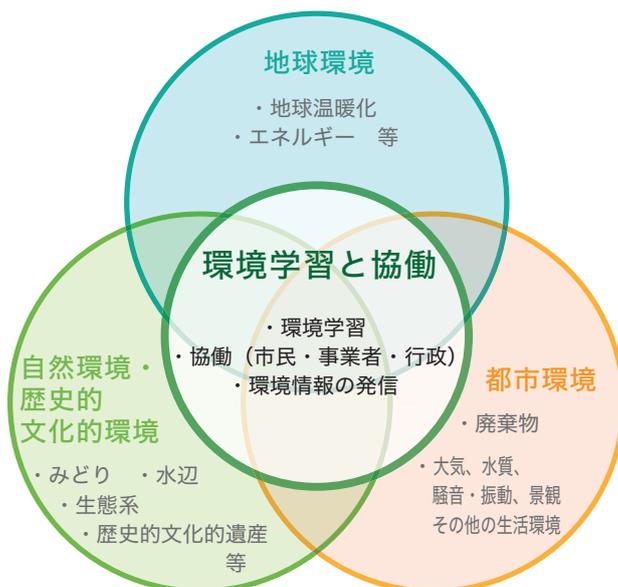


図 18 計画の対象とする範囲

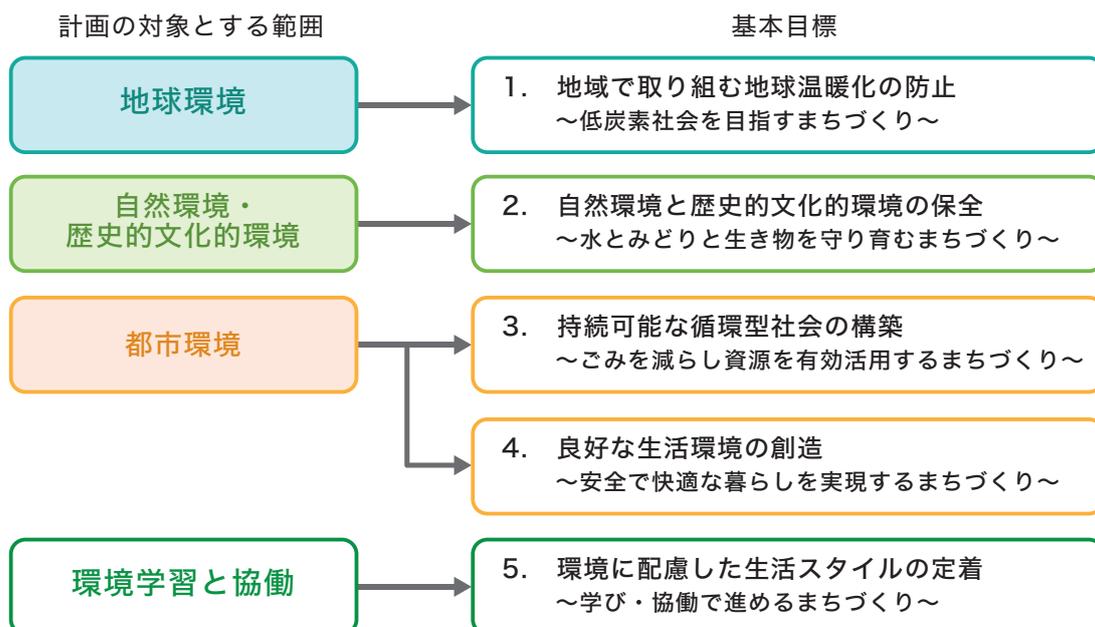


図 19 計画の対象とする範囲と基本目標の関係

(1) 地域で取り組む地球温暖化の防止 ～低炭素社会を目指すまちづくり～

現在、世界的な平均気温の上昇のほか、雪氷の広範囲の融解、異常気象の頻発、生物の分布の変化など、地球温暖化が要因ではないかと考えられる問題が顕在化しつつあります。地球温暖化は地球全体の問題ではありますが、その解決のためには、各国・地域の市民一人ひとりが意識して環境に配慮し、低炭素社会*をつくっていくことが求められます。町田市でも市の特性に応じた、市民・事業者・行政それぞれの立場での地球温暖化対策を行っていく必要があります。

(2) 自然環境と歴史的文化的環境の保全 ～水とみどりと生き物を守り育むまちづくり～

町田市は、都内でも自然が多く残っている地域です。多摩丘陵のみどりや農業環境、市内を流れる河川や湧水等の水環境は、町田市の財産として保全し、よりよい状態で将来に引き継いでいかなければなりません。自然環境を保全することは、生き物の生育・生息環境を守り、生物多様性を保全することにつながります。また、地域の自然環境を構成する要素として位置づけられる、歴史的文化的環境も保全し後世に継承していきます。なお、自然環境の保全とは、維持し、守るだけでなく、回復・創造・活用といった意味を含みます。

(3) 持続可能な循環型社会の構築 ～ごみを減らし資源を有効活用するまちづくり～

廃棄物に関する施策は、10年前に比べて大きく進展し、成果をあげています。しかし、廃棄物の発生抑制*や、生ごみやプラスチックの資源化への取り組みなど、さらに廃棄物を削減し環境負荷を減らすことは可能です。人が生活することで発生する廃棄物ですが、可能な限り削減し、再利用しつくすことが持続可能な循環型社会の構築につながります。

* 低炭素社会：地球温暖化の進行を防ぐために、温室効果ガスの排出を極力抑えた社会のこと。エコな生活スタイルの選択、省エネ製品の選択、自然を利用したエネルギーの選択などにより実現を目指す。

* 発生抑制：リデュース（Reduce）とも呼ばれ、ごみの発生自体を抑制すること。原材料の効率的な利用、製品の長期間使用などにより、製造、消費、使用等の各段階で廃棄物等となることをできるだけ抑制すること。

(4) 良好な生活環境の創造

～安全で快適な暮らしを実現するまちづくり～

大気、水、土壌の汚染、騒音・振動などの生活環境に関わる問題は、市民の健康に直接影響するため、町田市としてもさまざまな対策を実施しています。対策を講じてもお充分に対処できない問題に対しては、町田市がとり得る対応策を追求していく必要があります。また、まち並みや地域の美化により景観の向上を図り、アメニティ（快適環境）*に配慮したまちづくりを行っていく必要があります。

(5) 環境に配慮した生活スタイルの定着

～学び・協働で進めるまちづくり～

環境問題は一挙に解決するものではなく、市民一人ひとりが、生活のいろいろな場面で、環境に配慮する意識を持ち、行動を積み上げることによって、改善へとつながっていくことができます。一人ひとりの意識と行動を変えるには、市民・事業者がさまざまな環境問題の現状や課題を知ることから始まります。

そのため、だれもが気軽に参加できる環境学習の場と行動できる場を多くつくる必要があります。市民・事業者・行政が協働して環境問題に取り組み、環境に配慮した生活スタイルの定着を目指します。



*アメニティ（快適環境）：心地よさをあらわすラテン語に由来する英語（amenity）。豊かなみどり、さわやかな空気、静けさ、清らかな水辺、美しいまち並み、歴史的な雰囲気など、身の回りのトータルな環境の快適さを意味する。

5 施策・目標の体系

「第二次町田市環境マスタープラン」では、基本目標を達成し望ましい環境像を実現するため、5つの基本目標を環境施策の大綱（大柱）として位置づけ、その下に施策の基本テーマ（中柱）を設定します。

環境像

水とみどりとにぎわいの調和した環境都市
まちだ

1. 地域で取り組む地球温暖化の防止 ～低炭素社会を目指すまちづくり～

- 1-[1] 地球温暖化防止の意識の浸透を図り、取り組みを促します
- 1-[2] 持続可能なエネルギー利用への転換を図ります
- 1-[3] 地球温暖化防止に貢献するまちづくりを進めます
- 1-[4] 二酸化炭素の吸収源として、みどりの確保を推進します

2. 自然環境と歴史的文化的環境の保全

～水とみどりと生き物を守り育むまちづくり～

- 2-[1] みどりを守り、増やし、育て、活かす取り組みを進めます
- 2-[2] 水辺の保全・活用と水循環の健全化を進めます
- 2-[3] 生物多様性の保全を進めます
- 2-[4] 谷戸の環境と農地・農業を守ります
- 2-[5] 歴史的文化的環境を守ります

3. 持続可能な循環型社会の構築

～ごみを減らし資源を有効活用するまちづくり～

- 3-[1] ごみの減量、資源化に対する意識の向上を図り、取り組みを促します
- 3-[2] ごみの発生抑制、再使用を進めます
- 3-[3] ごみの資源化を進めます
- 3-[4] ごみの適正な排出・処理を進めます

4. 良好な生活環境の創造 ～安全で快適な暮らしを実現するまちづくり～

- 4-[1] 大気汚染の防止に努めます
- 4-[2] 良好な水質の確保に努めます
- 4-[3] 誰もが安心して快適に暮らせる環境の実現を図ります
- 4-[4] 美しいまち並みづくりを進めます

5. 環境に配慮した生活スタイルの定着 ～学び・協働で進めるまちづくり～

- 5-[1] 次世代を担う子どもの環境学習を進めます
- 5-[2] 市民・事業者の環境学習・保全活動を推進します
- 5-[3] 環境学習・保全活動の基盤づくりや協働の仕組みづくりを進めます

1.～5. 基本目標・環境施策
の大綱（大柱）

1-[1]～5-[3] 施策の基本
テーマ（中柱）

図20 「第二次町田市環境マスタープラン」体系図

1 地域で取り組む地球温暖化の防止

～低炭素社会を目指すまちづくり～

2021年度までの
達成目標

- 市民一人あたりの二酸化炭素排出量（2010年度、3.8t-CO₂/人）の10%削減を目指します。
- 再生可能エネルギー*の市内エネルギー消費量に対する割合0.3%（2010年度、0.05%）を目指します。
- マイカーの使用はできるだけ控え、徒歩または自転車、電車、バスを利用する市民の割合（2011年度、37.1%）の10ポイント増の47.1%を目指します。

施策展開の
方向性

地球温暖化が要因と考えられる異常気象が世界中で顕在化する中、町田市においても、地球温暖化対策を推進し、低炭素社会の実現を図ることが求められています。国や東京都でも二酸化炭素排出量の大幅な削減を目標に掲げ、さまざまな施策を展開しています。また、2011年3月の東日本大震災により、地球温暖化対策の大きな柱であるエネルギー政策が大きく転換しつつあり、市民や事業者の間で、省エネの機運や再生可能エネルギーへの期待も高まっています。

こうした社会情勢の中、これまでの町田市の地球温暖化対策を促進する施策を振り返ると、全体的に少なく、まだ十分なものとはいえません。地球温暖化対策を町田市の地域全体で取り組むためには、二酸化炭素排出量の削減などの達成目標を掲げ、取り組みによる効果を実感することができる二酸化炭素排出量の“見える化”や、取り組みを促進するための仕組みづくりを行っていくことが必要です。

こうしたことから、地球温暖化防止の意識の浸透を図るための取り組みを進めるとともに、市民・事業者・行政それぞれの立場での省エネの推進、再生可能エネルギーの導入による、二酸化炭素排出量の削減を目指します。また、まちづくりにおいては、地球温暖化防止に配慮し、自動車の利用抑制や二酸化炭素の吸収源として、みどりの確保を進めます。

体系図

基本目標（大柱）

施策の基本テーマ（中柱）

1 地域で取り組む
地球温暖化の防止

1-[1] 地球温暖化防止の意識の浸透を図り、取り組みを促します

1-[2] 持続可能なエネルギー利用への転換を図ります

1-[3] 地球温暖化防止に貢献するまちづくりを進めます

1-[4] 二酸化炭素の吸収源として、みどりの確保を推進します

*再生可能エネルギー：永続的に利用することができる太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等の化石燃料によらないエネルギーの総称。再生が可能であるため、再生可能エネルギーとよばれる。

1-[1] 地球温暖化防止の意識の浸透を図り、取り組みを促します

市民・事業者・行政が、エネルギーについて考え、日常生活や事業活動で地球温暖化防止のための率先的な行動を実践することにより、町田市全体に地球温暖化防止の意識が浸透することを目指します。そのために、多様な地球温暖化対策を市民・事業者が自分たちの力で取り組むことができるように分かりやすく情報発信するとともに、地域単位での取り組みや、多くの市民の取り組みを促進するための仕組みづくりを進めます。

施策① 地球温暖化対策の取り組みの情報を分かりやすく発信します

国や都の地球温暖化対策の取り組みや助成制度等の情報を、市民・事業者へ分かりやすく提供します。

施策② 温室効果ガス排出量やエネルギー使用量の「見える化」を進めます

市の施設から排出した温室効果ガス排出量の公表や家庭で使用したエネルギー使用量を「見える化」するためのツールの提供を行います。また、地球温暖化対策の具体的な取り組みによる二酸化炭素の削減効果を定量的に示すことで、その効果を具体的な数値で評価し、今後の取り組みに反映させます。

施策③ 地域や市民の地球温暖化対策の取り組みを促進するための仕組みづくりを検討、実施します

地域や市民の地球温暖化対策の取り組みを促すための仕組みづくりを行います。



1-[2] 持続可能なエネルギー利用への転換を図ります

地球温暖化対策で重要な位置を占めるエネルギーについては、持続可能な形で利用を進めることが重要です。持続可能なエネルギー利用とは、石油などの有限なエネルギーを節約して長く使っていく“省エネ”と、“再生可能エネルギーの利用”の2つが主に考えられます。石油などの化石燃料や原子力に依存しない太陽光などの再生可能エネルギーの利用への転換が求められています。市自らが公共施設の省エネや再生可能エネルギーの導入を図るとともに、市民や事業者による日常生活や事業活動における省エネの取り組みや、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を促進します。

施策① 公共施設における取り組みを進めます

公共施設の新設・改修時において、省エネ機器の導入や、廃熱利用*等のエネルギー有効利用の推進により、省エネに取り組みます。また、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を進めます。

施策② 家庭における取り組みを促進します

市民の日常生活における省エネを促進するため、省エネ機器の導入支援、情報提供を進めます。また、住宅への再生可能エネルギーの導入を促進するため、太陽光発電システムの設置補助等の支援を進めます。

施策③ 事業活動における取り組みを促進します

事業活動における省エネ、再生可能エネルギーの導入を促進するための方策を検討し、取り組みの促進を図ります。

* 廃熱利用：別の目的で利用した熱の残りや目的とするものを得る過程で発生する熱を廃熱といい、それを利用すること。町田市には、ごみの焼却に伴う廃熱を利用し蒸気を発生させて、蒸気タービンで発電をする廃熱利用設備がある。

1-[3] 地球温暖化防止に貢献するまちづくりを進めます

地球温暖化防止に町田市全体で取り組むことを目指して、地球温暖化防止のキャンペーン等を行っていきます。町田市では、自動車の走行による二酸化炭素排出量が、市域全体の排出量の多くを占めていることから、自動車の利用抑制、公共交通の利用促進、低公害車の普及促進に加えて、自転車利用環境の整備を進めます。

また、農産物の輸送時に発生する温室効果ガスを削減するため、地産地消*を進めます。

施策① 町田市全体で取り組む、地球温暖化防止行動を進めます

町田市全体での温室効果ガスの排出削減を進めるため、地球温暖化防止のキャンペーン等を行っていきます。

施策② 自動車利用を控え、公共交通利用を進めます【4-[1]- 施策③で再掲】

自動車利用の削減、公共交通の利用促進のため、「町田市交通マスタープラン[◇]」に基づいた取り組みを進めます。

施策③ 低公害車の普及促進等を図ります【4-[1]- 施策④で再掲】

自動車利用による温室効果ガスの排出削減のため、エコドライブ*の推進や低公害車の普及促進を進めます。

施策④ 自転車利用環境の整備を進めます【4-[1]- 施策⑤で再掲】

温室効果ガスを排出しない自転車の利用を進めるため、町田市内の道路の現状を把握した上で、歩行者の安全に配慮した自転車利用環境の整備を進めます。

施策⑤ 町田の農産物の地産地消を推進します【2-[4]- 施策⑤で再掲】

地場産農産物の地産地消を進め、農産物の輸送中に発生する温室効果ガスの排出を削減します。

* 地産地消：地域で生産された資源をその地域で消費する取り組み。例えば、地域で生産された農林水産物を、生産された地域内において消費すること。

* エコドライブ：燃費のよい自動車の運転を心がけること。加減速の少ない運転、早めのアクセルオフ、アイドリングストップなどがある。

1-[4] 二酸化炭素の吸収源として、みどりの確保を推進します

樹木等が有している二酸化炭素を吸収、固定（貯蔵）する機能を維持・増大するため、市内の緑地の保全と身近なみどりの増加を図ります。ヒートアイランド*対策としての効果も期待します。

施策① 二酸化炭素吸収源を維持するため、緑地を保全します

市内の樹林地の保全を進め、二酸化炭素吸収源の維持に努めます。

施策② 二酸化炭素吸収量の増加を図るため、緑化を推進します

周辺地域に自生する、あるいは、維持管理上や空間制約上問題とならないなどの条件を考慮した樹種を選定することにより、その地域に適した樹木を増やし、二酸化炭素吸収量の増加を図ります。

コラム 地球温暖化とは

大気に含まれる二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスは、地表面から放射される熱を吸収し、地表面に再放射しています。このはたらきにより、現在の地球は適度に暖められています。

もし、温室効果ガスが存在しなければ、地表面から放射される熱は大気を素通りして、すべて宇宙に逃げて行ってしまいます。こうなると、地球は極寒の天体となり、生き物にとっては過酷な環境となってしまいます。

一方、温室効果ガスは増えすぎると地球を暖かくする効果が強くなりすぎてしまいます。この現象を地球温暖化と呼んでいます。

産業革命以降、人間は石油や石炭などの化石燃料を大量に使用し、自然環境に負荷を与えてきました。これが原因となって、大気中の二酸化炭素の濃度は急速に増加しています。

* ヒートアイランド：都市部において、郊外に比べ気温が高いことにより、等温線が島状になる現象。都市の多くが人工的構造物に覆われてみどりが少ないこと、人間の生活や産業の活動にともない人工熱が放出されること、大気汚染などが原因となる。

世界の平均気温は、1906年～2005年の過去100年間に約0.7℃上昇しており、過去50年間では、その上昇スピードが約2倍になっています。日本の平均気温は、1898年以降100年あたり約1.1℃の割合で上昇しており、熱帯夜や猛暑日の日数も増えています。

地球温暖化が原因とは断定できませんが、そうではないかと考えられるさまざまな影響が現れつつあります。また、地球温暖化が進むことにより、世界各地で深刻な影響が生じると考えられています。

温室効果ガスによる気候変動の見通し、自然、社会経済への影響評価及び対策の評価を実施しているIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第4次評価報告書では、気温の上昇量とそれともなう主要な影響が示されています。例えば、中緯度地域や半乾燥低緯度地域における水利用可能量の減少や干ばつの増加、サンゴの白化の増加、沿岸域における洪水や暴風雨による被害の増加、感染症の媒介生物の分布変化など、地域や分野によっては、0～1℃といったわずかな気温上昇であっても地球温暖化の悪影響を受けることを報告しています。

また、IPCC第4次評価報告書では、気温上昇に応じて生物種の絶滅リスクが増加することを予測しています。

気温上昇 ^{※1}	生物種への影響	地域
3.5℃	世界の生物多様性ホットスポット ^{※2} で固有種の15～40%が絶滅と予測	全世界
3.1℃	残存していたサンゴ礁生態系が絶滅	全世界
2.9℃	21～52%の生物種が絶滅に瀕する	全世界
2.8℃	夏の北極の海水範囲が62%消失すると、ホッキョクグマ、セイウチ、アザラシの絶滅リスクが高まる	北極
2.2℃	15～37%の生物種が絶滅に瀕する	全世界
1.7℃	全てのサンゴ礁が白化	グレートバリアリーフ、東南アジア、カリブ海
1.6℃	9～31%の生物種が絶滅に瀕する	全世界

※1 産業革命前からの気温上昇値。値は各文献からの引用、文献中の気温幅の中央値、または計算結果の中央値を使用。
 ※2 生物多様性が豊かであるにもかかわらず、絶滅危惧種が多く生息し、危機に瀕しているため保全が急がれる地域。

図 21 気温上昇に応じた生物種の絶滅リスクの増加

出典：「IPCC第4次評価報告書第2作業部会報告書」（IPCC, 2007）より作成

2 自然環境と歴史的文化的環境の保全

～水とみどりと生き物を守り育むまちづくり～

2021年度までの達成目標

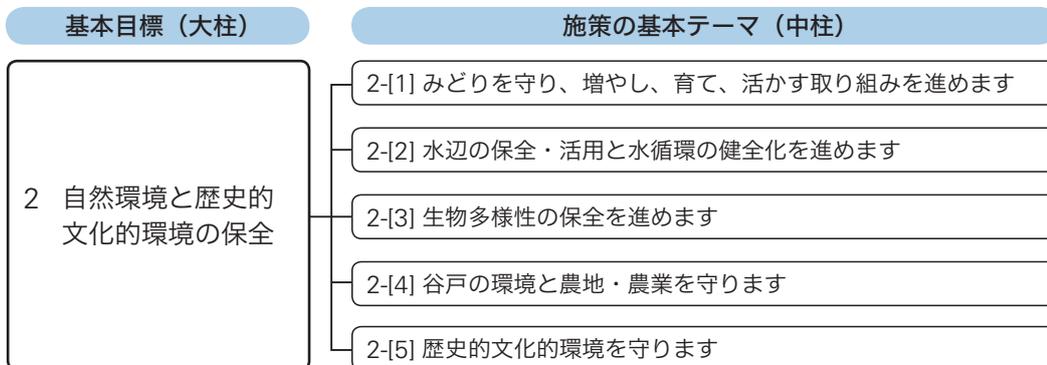
- 市域面積に占める安定的に確保された緑地の割合^{注1)} (2010年度、28.9%) を、2020年度までに概ね30.0%確保することを目指します^{注2)}。
【町田市緑の基本計画 2020】
注1) 33ページ参照
注2) 「町田市緑の基本計画 2020」にあわせて、2020年度末の市域全体の緑地の確保目標を示しています。2021年度以降の目標については、「町田市緑の基本計画 2020」の見直し時に整合を図ります。
- 町田市内での水辺（河川・池・公園等の水辺）とのふれあいについて満足している市民の割合（2011年度、39.8%）の10ポイント増の49.8%を目指します。
- 市内エコファーマー*認定農業者数（2010年度、74人）の5%増（4人以上増）を目指します。

施策展開の方向性

町田市は、多摩丘陵の北端に位置し、市域北部の丘陵域は、鶴見川、境川、恩田川の源流域や多くの湧水地を有する谷戸地形が広がっています。これらの地域をはじめとして、市内では、みどりや水環境を保全する活動が市民・事業者・行政によって実施されていますが、市内の緑地の割合は減少傾向にあり、昔と比較すると、子どもたちが自然の中で遊ぶ姿は少なくなっています。

そのため、町田市では、今あるみどりを守るだけでなく、増やし、育て、活かす取り組みを進めるとともに、水辺環境の保全や水循環*の健全化を図ります。また、生物多様性の保全を進め、町田市の特徴である谷戸の環境、農地・農業を守り、伝えていくための取り組みを進めます。あわせて、自然環境の中に存在する史跡や古道などの歴史的遺産や、農業とともに育まれた地域文化、原風景などの歴史的文化的環境を保全します。

体系図



* エコファーマー：「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、たい肥などを使った土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う、農業者の愛称。東京都が審査し、認定を行う。

* 水循環：大気・流域・地下・水域の4つの場における水の移動（循環）のこと。循環には、雨が降り、地面を流れて川や海へ流れ込んだり、地下に染み込んだり、また水蒸気となって雲になるといった自然の水循環、ダムによる貯留と放流、農業用水、生活用水、工業用水など各種用水の河川からの取水と排水、地下水の利用などの人工的な水循環がある。

2-[1] みどりを守り、増やし、育て、活かす取り組みを進めます

町田市のみどりを保全し、次世代に引き継いでいくことを目指します。そのために、町田市のみどりの現状を把握し、緑地を保全するだけでなく、身近なみどりを増やしていくための緑化を進めます。また、緑地を適切に保全するための仕組みを作るとともに、市民・事業者による緑地の保全活動を支援していきます。

なお、市内の緑地は、環境学習等で積極的に活用を図ります。

施策① 緑地の現状を把握し、公表します

市内の緑地の現状を把握するため、緑地の調査を実施します。また、市民団体等と連携した公園の緑地調査の実施を検討します。

施策② みどりの保全を進めます

みどりを保全するため、公園緑地や市民の森・緑地保全の森の整備、公有地化、民有緑地の保全、街路樹の維持管理に努めます。

施策③ 身近なみどりを増やします

民間事業者による緑化の促進を進めるとともに、公共施設での緑化やみどりのカーテンの導入などの率先行動に努めます。

施策④ 市民協働による緑地の保全、維持管理を進めます

緑地の継続的な保全及び活用のため、市民協働による緑地の保全・活用・維持管理の仕組みづくりを進めます。また、市民団体や事業者による緑地の活用や保全活動を支援します。

施策⑤ 緑地を保全しながら活用し、ふれあいの場を確保します

緑地を保全しながら活用するため、緑地での自然観察会の開催などのふれあいの機会を確保するとともに、その活動を広く市民に情報提供します。

注1) 前計画では、みどり率を目標に掲げていましたが、「第二次町田市環境マスタープラン」では、市域面積に占める安定的に確保された緑地の割合を達成目標に掲げます。

名 称	対象とする緑地
みどり率 (「土地利用現況調査」の調査結果を利用)	樹林地、農耕地、草地、水面、裸地
安定的に確保された緑地の割合 (「町田市緑の基本計画 2020」で利用)	① 都市公園等の都市施設とする緑地（公園緑地等） ② 制度上安定した緑地（生産緑地地区等） ③ 社会通念上安定した緑地（ゴルフ場、社寺境内地等）

2-[2] 水辺の保全・活用と水循環の健全化を進めます

多様な生物が生育・生息できる水辺環境の保全と市民の憩いの場となる水辺環境の確保を目指します。そのために、生物の生育・生息に適した環境に配慮した水辺環境の整備を行うとともに、町田市の河川・水辺の魅力を発信します。

また、河川水量の確保、湧水の保全等の水循環の健全化を目指します。

施策① 水辺環境を保全します

水辺環境を保全するため、周辺環境および生物多様性への配慮、市民等との協働による維持管理を行います。

施策② 湧水地の保全、地下水保全のため、すいげんかんよういき水源涵養域*の保全、雨水の浸透を図ります

湧水地の保全、地下水保全のため、樹林地等の保水機能の維持、公共施設・事業所・宅地における雨水貯留や浸透施設の設置を推進します。また、市内の湧水地を把握し、保全する仕組みの構築を検討します。

施策③ 町田の水辺の魅力を発信します

市民の水辺に対する関心を高めるため、水辺の魅力や親水*施設等についての情報発信を進めます。

コラム 生物多様性とは

生物多様性とは、全ての生物の間に違いがあることです。生物多様性には、生態系の多様性、種間の多様性、種内の多様性という3つのレベルでの多様性があります。

生態系の多様性



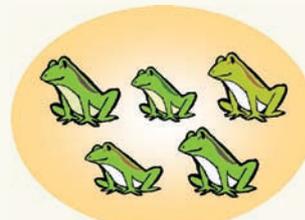
森林や里地里山、河川などさまざまなタイプの自然があります。

種間の多様性



カワセミやカエル、メダカなどさまざまな種類の生物がいます。

種内の多様性



同じ種類の生物でも大きさや色などにさまざまな個性があります。

* すいげんかんよういき水源涵養域：田、畑、森林、水域など、雨水や地下水を染み込ませ蓄えておける場所。水源涵養域が減少すると、地下水の量が減るだけでなく、雨水が一気に河川に流れこむことによる水害の発生が懸念される。

* 親水：水に触れたり、接したりして水に親しむこと。最近では、魚類や昆虫などとの共存を目指した取り組みも親水活動の一環と捉えられるようになった。

2-[3] 生物多様性の保全を進めます

多様な生物が生育・生息する環境を保全することを目指します。そのために、市民・事業者に対して、生物多様性保全の意義や大切さを伝えるとともに、生物多様性保全のための情報を発信していきます。また、町田市の生物の生育・生息地の現状を把握し、保全の取り組みを検討、実施します。

施策① 生物多様性に関する情報を発信します

生物多様性の意義や大切さの市民への浸透を図るため、生物多様性に関する町田市の方針を策定し、取り組み状況を発信するとともに、市民に学習機会を提供します。

施策② 生物多様性の現状把握を行います

市内の生物多様性の現状把握や、市内のエコロジカルネットワークの状況把握の方策を検討、実施します。

施策③ 生物多様性保全の取り組みを検討、実施します

市内の生物多様性の現状把握に基づき、生物多様性保全の取り組みを検討し、実施していきます。また、生物の生育・生息環境の創出と市民の自然環境に関する意識向上のため、市内のビオトープの整備、活用を図ります。

施策④ 外来生物対策を進めます

生態系や農業生産に被害を及ぼす外来生物*の防除に努めます。また、外来生物に関する情報の発信、適正な栽培・飼育の呼びかけを行います。

コラム 生物多様性の恵み

生物多様性は、地球上の「いのち」と「暮らし」を支えており、私たちは、生物多様性のさまざまな恵みを受けています。例えば、私たちは、多様な生物を食べものや医薬品、木材等として利用して生活しています。また、植物による酸素の放出と二酸化炭素の吸収、蒸散を通じた気候の調節や水の循環のはたらきを通じて、生命が存在するために不可欠な基盤条件が整えられています。

* 外来生物：海外から我が国に人為的または無作為に入り、その本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物。在来種を駆逐するなどして地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのある侵略的な外来生物もいる。

2-[4] 谷戸の環境と農地・農業を守ります

町田市の特徴的な地形である谷戸の環境と、市内の農地・農業を保全し、次世代に引き継いでいくことを目指します。そのために、市民、市民団体、事業者、行政の協働により、谷戸の環境を保全し、活用する仕組みづくりを進めていきます。また、谷戸の環境に多く存在し、地下水涵養や生物多様性の保全といった多面的な機能を有している農地を守り、化学肥料や農薬を低減するなど環境に配慮した農業の支援を行っていきます。

施策① 谷戸の環境を保全し、活用します

谷戸の環境を保全し、活用するため、市民・市民団体・事業者・行政の協働で環境保全活動を行う仕組みを構築するとともに、谷戸の環境を活用した自然環境学習会の開催や農業体験講座等を実施します。

施策② 多面的機能を有する農地を保全するため、農業支援を進めます

水源涵養機能*、生物多様性保全機能等の多面的機能を有する農地を保全するため、農業従事者への支援を行います。また、農業振興のため、農産物を販売する機会の提供や、担い手不足の解消を図ります。

施策③ エコファーマーの育成を進めます

たい肥等を使った土づくりをし、化学肥料・農薬を低減した農業を行うエコファーマーを育成することで、環境に配慮した農業を進めます。

施策④ 市民が農業とふれあえる機会を提供します

自然環境や農業への市民の関心を高めるため、市民農園の整備、学校での農業体験を推進します。

施策⑤ 町田の農産物の地産地消を進めます【再掲（1-[3]- 施策⑤）】

地産地消を進めるため、地場産農産物の販売支援を行う団体の育成を図ります。また、学校給食での地場産農産物の利用を推進します。

* 水源涵養機能：森林の土壌が、雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。雨水が森林土壌を通過することにより、水質も浄化される。

2-[5] 歴史的文化的環境を守ります

貴重な自然環境と一体的に維持・保全を考えていくべき史跡や古道などの歴史的遺産や、農業とともに育まれた地域文化、原風景などの歴史的文化的環境の保全を図り、市民がふれあえる機会を提供します。

施策① 歴史的文化的環境を保全します

多摩丘陵の貴重なみどりや歴史・文化を将来に引き継いでいくため、歴史的文化的環境を保全します。

施策② 自然や歴史・文化とのふれあいを進めます

自然環境の中に存在し、自然環境と一体として維持・保全を考えていくべき史跡や古道などに市民がふれあえる機会を増やしていきます。



3 持続可能な循環型社会の構築

～ごみを減らし資源を有効活用するまちづくり～

達成目標
2021年度までの

- ごみとして処理する量（2009年度、9万9千t）を40%削減し、2020年度に6万tにします^{注)}。【町田市一般廃棄物資源化基本計画】
- 一人一日あたりのごみとして処理する量（2010年度、842g/人・日）を、2020年度までに782g/人・日に削減することを目指します^{注)}。【町田市一般廃棄物資源化基本計画】
- 資源化率（2010年度、26.7%）を、2020年度までに54%まで高めることを目指します^{注)}。【町田市一般廃棄物資源化基本計画】

注)「町田市一般廃棄物資源化基本計画」にあわせて、2020年度の目標値を示しています。2021年度以降の目標については、「町田市一般廃棄物資源化基本計画」の見直し時に整合を図ります。

施策展開の方向性

町田市において、ごみの総排出量は減少傾向にありますが、資源化率は多摩地域の他市と比較すると、低い水準で推移している状況です。廃棄物の発生段階からの削減や、生ごみやプラスチックの資源化への取り組み等により、ごみの総排出量の更なる削減が求められています。

そのため、町田市では、第一にごみの排出抑制、次いで、ごみの資源化を進めます。市民や事業者に対して、積極的に情報を発信し、ごみの排出抑制、資源化に対する意識の向上を図り、取り組みを促します。さらに、市民協働によるごみ減量の啓発活動や未利用資源の活用策の検討等により、ごみの排出抑制、資源化を進めます。また、ごみの適正な排出・処理を進め、環境負荷の低減を目指します。

体系図

基本目標（大柱）

施策の基本テーマ（中柱）

3 持続可能な循環型社会の構築

3-[1] ごみの減量、資源化に対する意識の向上を図り、取り組みを促します

3-[2] ごみの発生抑制、再使用を進めます

3-[3] ごみの資源化を進めます

3-[4] ごみの適正な排出・処理を進めます

3-[1] ごみの減量、資源化に対する意識の向上を図り、取り組みを促します

ごみゼロ社会を目指して、3R*（Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用*）、Recycle（リサイクル：再資源化*））を進めるため、市民・事業者に対し、発生抑制の取り組みの重要性を中心とした普及啓発を進めます。また、ごみに関する学習の機会の提供を行うとともに、地域におけるごみ減量の意識を高めるための取り組みを進めます。

施策① 3R について普及啓発を進め、排出抑制を促します

市民、事業者のごみの排出抑制、資源化に対する意識の向上のため、ごみの減量・分別排出のための情報や、市民・事業者・行政の取り組みを広報紙等で周知します。

施策② ごみの減量、分別排出の徹底に関する市民の学習の機会を提供します

市民がごみ減量や分別排出について学ぶ機会を増やすため、出前講座の開設や体験型の啓発活動の充実を図ります。また、学校においても、ごみに関する環境学習を進めます。

施策③ 市民・市民団体・事業者との協働によるごみ減量の啓発活動を進めます

ごみ減量意識の向上を目指し、市民・市民団体・事業者と連携して、ごみの減量を進めます。

* 3R：廃棄物処理とリサイクルにおける優先順位を表す言葉の頭文字を取った造語。①廃棄物の発生抑制（Reduce：リデュース）、②資源や製品の再使用（Reuse：リユース）、③再資源化（Recycle：リサイクル）の順で重視する。

* 再使用：リユース（Reuse）とも呼ばれ、いったん使用された製品や部品、容器等を再び使用すること。3R 活動の中で発生抑制の次に重要な取り組み。

* 再資源化：ごみを資源として再び利用すること。

3-[2] ごみの発生抑制、再使用を進めます

持続可能な循環型社会の構築のため、最も優先的に取り組むべき事項として、ごみの排出抑制を進めます。具体的には、家庭からのごみの減量、事業系ごみの減量を促すとともに、市内のイベントでのごみの発生・排出抑制を図ります。

施策① 家庭におけるごみの減量・発生抑制を促進します

家庭からのごみの排出抑制のため、ごみの発生抑制や再使用による、ごみを出さないライフスタイルへの転換を支援します。

施策② 事業系ごみの減量を促進します

事業系の可燃ごみの排出を抑制するため、事業者に対してごみの減量・資源化に関する訪問調査、指導等を行います。

施策③ 市内イベントでのごみの発生抑制の取り組みを推進します

町田市内で開催される、市や自治会などによるイベントでのごみの発生を抑制するため、ごみの減量に関する情報提供を行い、ごみの分別やリユース食器の利用などによる使い捨て容器の削減を進めます。



3-[3] ごみの資源化を進めます

家庭等で発生する生ごみについては、たい肥化等による資源化を進めます。また、町田市で課題になっている容器包装プラスチック*の資源化を行います。さらに、資源化できるものは全て資源化することを目指して、製品プラスチックの資源化や地域での落ち葉の資源化などを検討していきます。また、リサイクル品の利用を促すなど、更なるリサイクルの推進を図ります。

施策① 生ごみの資源化を図ります

買い物の工夫や残り物を使った料理などの生ごみの排出抑制につながる情報提供を行うとともに、生ごみ処理機*等の利用による資源化を促します。

施策② プラスチックの資源化を図ります

ごみの中で大きな割合を占める容器包装プラスチックの資源化を行います。また、製品プラスチックについても資源化を検討します。

施策③ 生活や社会活動から発生するごみの資源化を図ります

地域で発生する落ち葉の資源化など、生活や社会活動から発生するごみの資源化の可能性を検討します。

* 容器包装プラスチック：商品を使ったり、取り出した後に不要になるプラスチック製の容器や包装のこと。「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」において、容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等の促進が求められている。

* 生ごみ処理機：生ごみなどの有機物を処理する家電製品。生ごみを脱水、加熱・蒸発して減量する乾燥型や、微生物を利用して生ごみを水と炭酸ガスに分解する微生物分解型などがある。

3-[4] ごみの適正な排出・処理を進めます

ごみの適正な排出と処理を目指します。そのために、ごみ排出ルールの周知徹底を図り、適切にごみ収集と無駄のない収集運搬を行うとともに、清掃工場での適正な運転管理により、安全にごみを処理します。清掃工場で発生した焼却灰については、エコセメント化を継続し、有効利用します。また、老朽化した施設の更新、資源化施設の整備を行います。

施策① ① ごみ排出ルールの周知徹底等の普及啓発を進め、適正な排出を促します

市民、事業者のごみの適正な排出のため、ごみの出し方や分別の情報など、広報紙等で周知します。また、不法投棄の防止、資源物の持ち去り防止に取り組みます。

施策② ② 適切にごみ収集と運搬の効率化を図ります

適切にごみ収集を図るため、収集方法を検討します。また、ごみ収集・運搬時の環境負荷を低減するため、効率化を図ります。

施策③ ③ 安全で適切にごみ処理を行います

既存の清掃工場の拡充を図るとともに、適正な運転管理によりダイオキシン類*等の有害物質を削減します。また、不法投棄防止のため、ごみの適正な処理方法等の情報提供に努めます。

施策④ ④ 焼却灰等の有効利用を継続します

清掃工場で発生した焼却灰のエコセメント化等による資源化を継続します。

施策⑤ ⑤ 資源化施設のあるべき姿を検討し、施設の整備を進めます

老朽化の進む清掃工場の建て替えを行うとともに、資源化施設のあるべき姿を検討し、総合的な整備を進めます。

* ダイオキシン類：ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナー PCB、またはダイオキシン様 PCB と呼ばれている) のこと。炭素・酸素・水素・塩素を含む物質が熱せられるような過程で自然に発生する副生成物である。

コラム 3Rの取り組み

■ 3Rとは何でしょう

廃棄物の発生抑制（Reduce:リデュース）、再使用（Reuse:リユース）、再資源化（Recycle:リサイクル）を総称して3Rといいます。

発生抑制とは、物を大切に使うことや不要物を購入しないことにより、ごみを減らすことです。再使用とは、使える物は繰り返し使うことです。再資源化とは、ごみを資源として再び利用することです。発生抑制、再使用、再資源化の順で重視します。

一般的な3Rの行動としては以下のものが挙げられます。

表1 一般的な3Rの行動

3Rの分類	概要	市民・事業者が行う3R行動例
発生抑制 (Reduce)	ごみの排出量や天然資源の消費量を減らすこと	<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て製品の自粛 ・簡易包装製品の選択 ・食べ残しの抑制
再使用 (Reuse)	使える物を繰り返し使うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品の購入・利用 ・リターナブル容器*の再使用 ・フリーマーケットへの提供
再資源化 (Recycle)	再使用できないものを原材料として利用すること	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装の回収協力 ・生ごみ・廃食油の回収協力 ・リサイクル製品の購入

出典：「3Rエコポイントシステム促進のためのガイドライン～循環型地域に向けた経済的インセンティブづくりをめざして～」(環境省, 2011年3月)

■なぜ3Rに取り組むのでしょうか

経済活動の拡大にともない、世界的に資源需要が増加しています。消費された資源は最終的にごみとなり、廃棄する際にも地球環境に負荷を与えます。地球環境への負荷を減らし、持続可能な循環型社会づくりを進めるために、3Rに取り組むことが求められています。

* リターナブル容器：回収して、再利用できる容器のこと。

4 良好な生活環境の創造

～安全で快適な暮らしを実現するまちづくり～

達成目標
2021年度までの

- 大気に関するすべての項目での環境基準の達成を目指します。(対象：SO₂ (二酸化硫黄)、NO₂ (二酸化窒素)、SPM (浮遊粒子状物質)、Ox (光化学オキシダント))
- 鶴見川、境川、恩田川の町田市域の水質に関するすべての項目での環境基準の達成を目指します。(対象：pH (水素イオン濃度)*、BOD (生物化学的酸素要求量)*、SS (浮遊物質量)*、DO (溶存酸素量)*)
- 居住地の周辺環境について満足している市民の割合 (2011年度、62.7%) の5ポイント増の67.7%を目指します。

施策展開の方向性

町田市では近年、大気質について、光化学オキシダントを除き、環境基準を達成しています。また、主要河川である鶴見川、境川、恩田川のBODについても、環境基準を達成しています。しかしながら、大気質、水質とも現状を維持するだけでなく、さらに改善して、次世代に引き継いでいくことが必要です。一方で、航空機騒音、野焼き*によるばい煙や悪臭の改善などの課題は依然として存在するほか、まち並みや景観の向上も求められています。

そのため、町田市では、自動車の排気ガスの排出抑制や下水道の整備、景観保全や道路環境づくりといった取り組みにより、安心して快適な環境の実現を図ります。

体系図

基本目標 (大柱)

施策の基本テーマ (中柱)

4 良好な生活環境の創造

4-[1] 大気汚染の防止に努めます

4-[2] 良好な水質の確保に努めます

4-[3] 誰もが安心して快適に暮らせる環境の実現を図ります

4-[4] 美しいまち並みづくりを進めます

* pH (水素イオン濃度)：水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標。

* BOD (生物化学的酸素要求量)：14 ページ参照。

* SS (浮遊物質量)：水中に浮遊または懸濁している直径 2mm 以下の粒子状物質の量。粘土鉱物、動植物プランクトンやその死骸、工場排水等に由来する有機物や金属の沈殿物等である。数値 (mg/L) が大きい程、水が濁っていることを示す。

* DO (溶存酸素量)：水中に溶解している酸素の量。魚介類が生存するためには 3mg/L 以上、好気性微生物が活発に活動するためには 2mg/L 以上が必要であるといわれている。数値 (mg/L) が大きいほど良好な水質であることを示す。

* 野焼き：野外で廃棄物を燃やすこと。野焼きを行うと煙や悪臭が問題になり、焼却温度が低温であるためダイオキシン類を発生するおそれがある。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されている。

4-[1] 大気汚染の防止に努めます

大気汚染の防止のため、大気汚染状況を定期的に監視するとともに、発生源となる事業所への指導や、廃棄物の焼却行為の抑制等の汚染防止対策を行います。また、自動車からの排気ガスも汚染物質となることから、自動車の利用を減らす対策や、低公害車など大気汚染物質をできるかぎり排出しない自動車への転換を促すなど、自動車に起因する汚染物質の排出を防止する総合的な対策を進めていきます。

施策① 大気汚染状況を監視し、市民へ公表します

大気汚染状況を測定し、公表します。また、光化学スモッグ注意報*が発令された場合は速やかに周知を行います。

施策② 事業活動での大気汚染物質の発生を抑制します

事業所からの大気汚染物質の発生を抑制するため、事業者への事前の調査や届出を指導します。また、農地からの大気汚染物質の発生を抑制するため、野焼きを防止する啓発などを進めます。

施策③ 自動車利用を控え、公共交通利用を進めます【再掲（1-[3]- 施策②）】

大気汚染物質を排出する自動車の交通量を減らすため、「町田市交通マスタープラン」に基づき公共交通利用を促進します。

施策④ 低公害車の普及促進等を図ります【再掲（1-[3]- 施策③）】

低公害車の普及促進やエコドライブの推進により、大気汚染物質の発生抑制を進めます。

施策⑤ 自転車利用環境の整備を進めます【再掲（1-[3]- 施策④）】

大気汚染物質を排出する自動車の交通量を減らすため、町田市の現状を把握した上で、歩行者の安全に配慮した自転車利用環境の整備を進めます。

* 光化学スモッグ注意報：大気が安定で、風が弱く、日照が強く、気温が高いなどの気象条件により、地表近くの大気汚染物質濃度が高くなる現象を光化学スモッグといい、光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上で継続するときに東京都が発令する注意報。

4-[2] 良好な水質の確保に努めます

水辺で安心して水遊びができるような河川、水環境を目指して、良好な水質の確保に努めます。その実現のために、汚水を適正に処理するための施設の整備を進めるとともに、下水処理場から放流する下水の処理水質の向上を図ります。また、事業者や市民に働きかけ、河川の水質向上のための行動を促します。

施策① 汚水管の整備と合併処理浄化槽*の普及による適正な汚水処理対策を進めます

汚水を適正に処理し、河川水質の向上を図るため、市街化区域における汚水管の整備の推進、市街化調整区域における汚水処理対策の検討を進めます。

施策② 河川へ放流する下水処理水の水質向上を図ります

下水処理場から河川へ放流する下水処理水の水質向上を図るため、下水処理場の既存施設の準高度処理*化、増設する処理施設の高度処理*化を進めます。

施策③ 水質汚濁物質の排出抑制のため、市民・事業者への働きかけを推進します

河川や下水道への水質汚濁物質の排出を抑制するため、事業者に対しては、法令に基づき、届出書の審査、排水検査、改善指導等の排水規制を実施し、事業場から排出される汚水を監視します。

市民に対しては、下水道の整備、未整備等の実情に応じて、浄化槽の適正管理の指導や汚水管への接続指導を実施します。また、下水道利用者に対しては、正しい下水道の使い方をPRします。

施策④ 市内の主要河川等において、定期的な水質調査を実施します

町田市内の主要河川である鶴見川、境川、恩田川の水質調査を実施するとともに、水質汚濁の指標となる生物相*の調査や地下水水質調査を実施します。また、町田市内だけでなく、河川流域全体での水質向上を図るため、流域自治体間で情報交換を行い、河川環境の改善に努めます。

* 合併処理浄化槽：し尿と台所や風呂から出る生活雑排水をあわせて処理する浄化槽。国内の浄化槽は、単独処理浄化槽の整備から始まったが、生活雑排水を処理できないため、現在は、合併浄化槽の普及が進められている。町田市においては、下水道の整備を進めているが、未整備地区については合併処理浄化槽の普及を図っている。

* 準高度処理：下水処理標準法の水処理施設において、既存施設・設備を活かし、運転管理の工夫と最小限の設備改造を組み合わせることで、窒素やリンの削減効果を高める水処理方法。標準法の施設を高度処理化するまでの段階的な取り組みとして位置づけられている。

* 高度処理：通常の標準法で得られる処理水質以上の水質を得る目的で行う下水処理方法。通常の標準法と比較して、窒素やリンをさらに取り除くことができる。

* 生物相：特定の地域に生育・生息する生物の種類組成。生物相は、地域の自然の質を表す指標の一つとなる。

4-[3] 誰もが安心して快適に暮らせる環境の実現を図ります

誰もが安心して快適に暮らせる環境を実現するため、事業者に対して、有害化学物質*の適正な管理・処理、悪臭発生防止、騒音・振動対策の指導を行います。その他さまざまな問題に対し、対策を適宜検討、実施することにより、快適な生活環境の確保に努めます。

施策① 有害化学物質の適正管理・処理の指導を進めます

有害化学物質を取り扱う事業者に対して、指導を行うとともに、有害化学物質の使用・管理状況の把握を行います。また、解体工事等によってアスベスト*が飛散しないよう、事業者に対して、適正な処理方法の指導を行います。

施策② 悪臭の発生防止に努めます

事業活動にともなう悪臭の発生を防止するため、事業者に対して適切な防止対策に関する情報を発信するとともに、指導を行います。

施策③ 自動車や、事業活動による騒音・振動問題への取り組みを進めます

自動車の走行等の騒音・振動に対しては、騒音・振動調査の継続、適切な運転方法の周知等を実施します。また、工場や施設に対して、法令に基づいた指導を行うとともに、低騒音・低振動型機種に関する情報発信を行います。

施策④ 航空機騒音の軽減のための取り組みを進めます

航空機騒音を継続して測定することにより騒音の実態を把握するとともに、国及び米軍に対し、厚木基地における米軍艦載機の飛行等について、周辺住民への配慮を徹底するよう引き続き要請します。

施策⑤ その他の問題の対策を考え、安心して快適な環境の実現を図っていきます

光害*、電波障害*等、さまざまな問題に対し、対策を図っていきます。

*有害化学物質：人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質の一般的な総称。大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の法律により物質を指定し、取り扱い、排出濃度、製造・輸入などを規制している。

*アスベスト：天然に産する繊維状けい酸塩鉱物。繊維が極めて細いため、研磨、切断、除去等により、飛散して人が吸入してしまうおそれがある。現在では、原則として製造等が禁止されている。

*光害：ネオンや街灯の光によって、夜間星がよく見えなくなるなどの影響が出ること。動植物の生態系に対する影響も懸念されている。

*電波障害：中高層建築物の建設にともなう、周辺地域においてテレビの映りが悪くなるなど、電波受信機に障害をきたすこと。町田市では、中高層建築物の建設にあたり、事業者に対して電波障害の発生について事前調査を促し、障害発生時の対策について指導を行っている。

4-[4] 美しいまち並みづくりを進めます

地域の住民自らの積極的な行動を促し、市民が愛着を感じる美しいまち並みづくり、快適な道路環境づくりを進めます。

施策① 地域が主体となった良好な景観づくりを進めます

地域の住民、事業者が主体となった良好な景観づくりを促すとともに、「町田市景観条例[◇]」及び「町田市景観計画[◇]」に基づく景観保全の取り組みを進めます。

施策② 快適な道路環境づくりを進めます

快適な道路環境づくりのため、放置自転車の削減等の取り組みを進めます。また、市民や事業者による道路の美化活動を促進します。

施策③ ごみの不法投棄、ポイ捨ての防止に努めます

ごみの不法投棄防止のため、土地所有者に防止策を啓発・指導するとともに、土地所有者・市民・行政の協働による再発防止策の検討を進めます。また、ポイ捨ての防止のための取り組みや普及啓発を進めます。



町田市には、多摩丘陵をはじめとした自然景観、住宅都市や多様な商業施設からなるまち並み景観、旧石器時代の遺跡や街道沿いの旧家のたたずまいといった文化的・歴史的景観、季節ごとの花を身近で楽しみ、さまざまな催し物が開催されている生活・活動の景観などがあります。どの景観も市民の生活と深い関わりがあり、人々とともに育まれてきた「生活風景」といえます。町田市は、「生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち」を基本理念とした景観づくりを目指しています。

自然景観



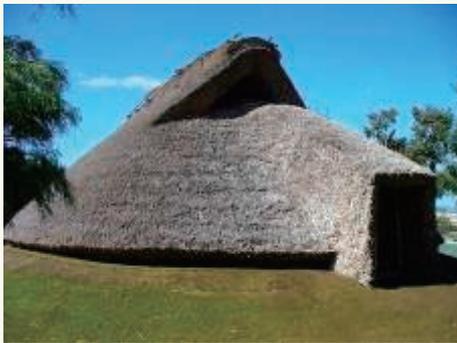
都立小山田緑地からの眺望

まち並み景観



町田駅周辺

文化的・歴史的景観



本町田遺跡

生活・活動の景観



尾根緑道「まちださくらまつり」

出典：「町田市景観計画」

5 環境に配慮した生活スタイルの定着

～学び・協働で進めるまちづくり～

達成目標
2021年度までの

- 環境に配慮した行動を行っている市民の割合（2011年度、40.7%）の10ポイント増の50.7%を目指します。
- 市内の小中学校での環境教育や環境配慮行動の100%実施を目指します。
- 環境学習や環境に関するイベント等に積極的（いつも・ときどき）に参加する市民の割合（2011年度、10.6%）の7ポイント増の17.6%を目指します。

施策展開の方向性

町田市を良くするためには、市民・事業者自らが町田市の環境を守るという意識の定着が必要です。また、環境を良くするために有用な知識を身につけるだけでなく、実際に行動することが求められます。

町田市には、さまざまな環境活動を行っている市民団体が存在しますが、活動状況が集約されていないため、環境学習や環境保全活動に参加したい市民に活動の情報が届いていない状況があります。また、市民による環境保全活動の継続のためには、若い世代の参加促進、活動のリーダーとなる人材育成の推進が求められています。

そのため、町田市では、幼少期からの環境学習が重要であると考え、子どもの環境学習の機会を創出します。また、市民・事業者の環境学習・保全活動の活性化を図るための人づくりを含めた取り組みを進めます。さらに、市民や事業者が環境に関する活動に取り組みやすくするため、環境学習・保全活動の基盤づくりや協働の仕組みづくり^{注)}を進めます。

注)「協働の仕組みづくり」とは、市民、市民団体、事業者、地域（市域を超えた地域も含む）、教育機関、行政等の多様な主体が連携し、環境に関する課題を解決していくための仕組みづくりです。

体系図

基本目標（大柱）

施策の基本テーマ（中柱）

5 環境に配慮した生活スタイルの定着

5-[1] 次世代を担う子どもの環境学習を進めます

5-[2] 市民・事業者の環境学習・保全活動を推進します

5-[3] 環境学習・保全活動の基盤づくりや協働の仕組みづくりを進めます

5-[1] 次世代を担う子どもの環境学習を進めます

子どもの環境に対する意識の向上を目指して、学校における環境教育の充実、学校教育以外の場での環境学習・環境保全活動の機会の創出を図ります。また、さまざまな環境教育プログラムを利用しやすくするため、環境教育情報の収集・提供を図ります。

施策① 学校における環境教育の充実を図ります

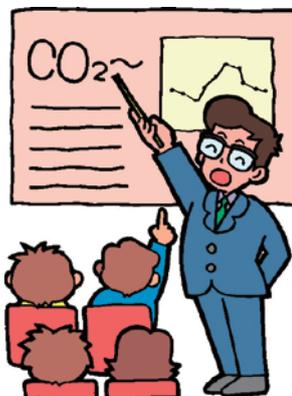
子どもの環境意識の向上を図るため、市民協働による出前講座やボランティアを活用した幅広い内容の環境学習を学校で行います。

施策② 子どもの環境学習・体験学習を進めます

学校教育以外の場での、子どもに対する環境学習・環境保全活動の機会の創出を図ります。

施策③ 環境教育情報の収集・提供を図ります

学校等が、さまざまな環境教育に関するプログラムを利用しやすくするため、出前講座や大学と連携した環境教育に関するプログラム等の情報を収集し、提供できるようにします。



5-[2] 市民・事業者の環境学習・保全活動を推進します

市民・事業者の環境意識の向上、環境保全活動の活性化を目指して、市民・事業者に対する環境講座の開催、事業者が環境活動に取り組みやすい仕組みづくりの検討を進めます。

施策① 市民の環境学習や環境保全活動に参加する機会の充実を図ります

市民の環境学習の機会創出、環境保全行動の促進のため、環境講座等を開催します。また、体験型の環境学習の充実を図ります。

施策② 事業者の環境配慮への取り組みや環境保全活動を支援します

事業者の環境配慮への取り組みや環境保全活動を促進するため、事業者を対象とした環境講座の開催、環境保全活動に取り組みやすい環境の整備を進めます。

施策③ 環境に配慮した事業者を認定する制度をつくります

取り組みを実施している事業者を認定する制度をつくり、事業者の環境配慮行動を促します。



5-[3] 環境学習・保全活動の基盤づくりや協働の仕組みづくりを進めます

町田市内の環境学習・保全活動の充実を目指して、市民・事業者に対する環境に関する情報の周知、環境保全活動情報の共有化を図ります。また、市民、市民団体、事業者、地域、大学、行政等の多様な主体の連携・協働による環境学習・保全活動の仕組みづくりを進めるとともに、環境保全活動の継続のため、環境保全活動の担い手の育成、人材の活用を図ります。

施策① 環境に関する情報を積極的に発信します

市民、事業者の環境に対する意識の向上を図り、環境に配慮した行動を促進するため、環境に関する情報を発信します。

施策② 市民・事業者の環境保全活動の情報の共有化を図ります

町田市内の環境保全活動への市民・事業者の参加を促進するため、環境に関する情報を集約し、ホームページ等で公開する仕組みを構築します。

施策③ 大学等との連携を進め、環境学習の機会を創出します

市民、市民団体、事業者、地域、大学、行政等の多様な主体の連携・協働による環境学習に関する取り組みを推進するための仕組みづくりを検討します。

施策④ 環境保全活動の担い手の育成、人材の活用を図ります

環境保全活動の担い手を育成するため、環境に関する活動を行っている団体等の支援や人材の活用を図ります。

1 推進体制

望ましい環境像「水とみどりのにぎわいの調和した環境都市 まちだ」を実現するため、市民と事業者と行政の三者で計画を推進します。

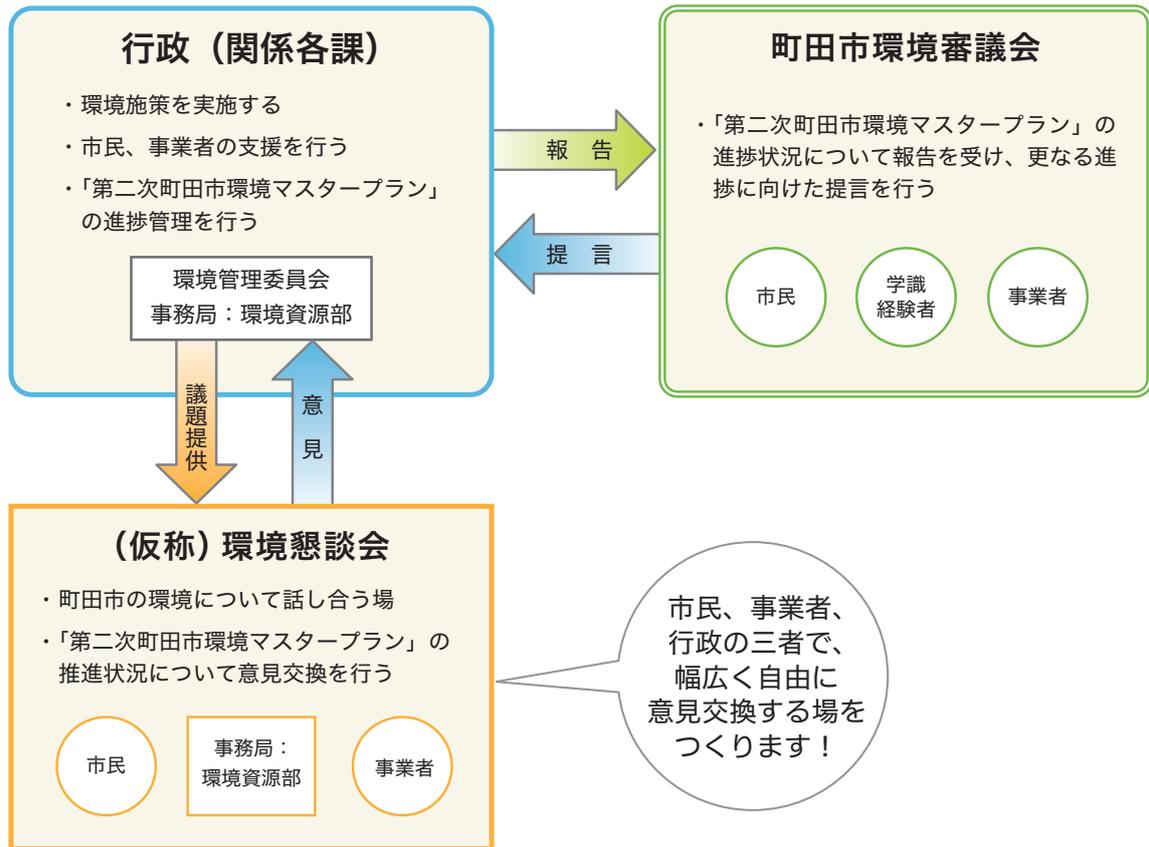


図 22 推進体制・進行管理



2 進行管理

「第二次町田市環境マスタープラン」の確実な推進のため、毎年、施策・取り組みの進捗状況を点検・評価し、進捗が順調でない施策や取り組みの対応策の検討を行います。

(1) 進行管理の流れ

「第二次町田市環境マスタープラン」は、以下の流れに沿って進行管理を行います。

- 
- 事務局から各担当課に施策・取り組みの進捗確認
 - 各担当課から事務局に施策・取り組みの進捗報告
 - 事務局から環境管理委員会に施策・取り組みの進捗報告
 - 環境管理委員会で対応策を検討し、事務局に対応策（案）を指示
 - 市から（仮称）環境懇談会に市の環境の現状と課題、環境施策、取り組みなどの議題を提供
 - （仮称）環境懇談会から市に環境の課題、施策、取り組みの意見及び要望
 - 環境管理委員会、（仮称）環境懇談会の検討結果、意見、要望を町田市環境審議会に報告
 - 町田市環境審議会による実績を点検評価し、市に環境施策の評価を報告
 - 町田市環境審議会の審議結果を環境管理委員会に報告
 - 環境管理委員会で対応策を決定し、事務局に対応策を指示
 - 事務局から各担当課に対応策を伝え、是正対応の検討を依頼

(2) 進行管理にあたって

上記の点検・評価は翌年度のなるべく早い時期に行い、翌々年度の予算に反映できるようにします。

(3) 進捗状況の公表

「第二次町田市環境マスタープラン」の目標の達成状況、施策や取り組みの進捗状況については、町田市環境白書、ホームページ等ですみやかに公表します。

附属資料

1. 「第二次町田市環境マスタープラン」の策定体制
 - (1) 策定体制
 - (2) 町田市環境審議会委員名簿
 - (3) 町田市環境マスタープラン改定検討委員会委員役職名
 - (4) 町田市環境マスタープラン改定に関するワーキングメンバー所属部署名

2. 「第二次町田市環境マスタープラン」の策定経緯
 - (1) 計画策定の経過
 - (2) 市民参加の状況

3. 町田市環境審議会 諮問・答申
 - (1) 諮問
 - (2) 答申
 - (3) 「第二次町田市環境マスタープラン」策定にあたって

4. 関連例規等
 - (1) 町田市環境基本条例
 - (2) 町田市環境審議会条例

5. 2021年度までの達成目標一覧

6. 用語解説

1 「第二次町田市環境マスタープラン」の策定体制

(1) 策定体制

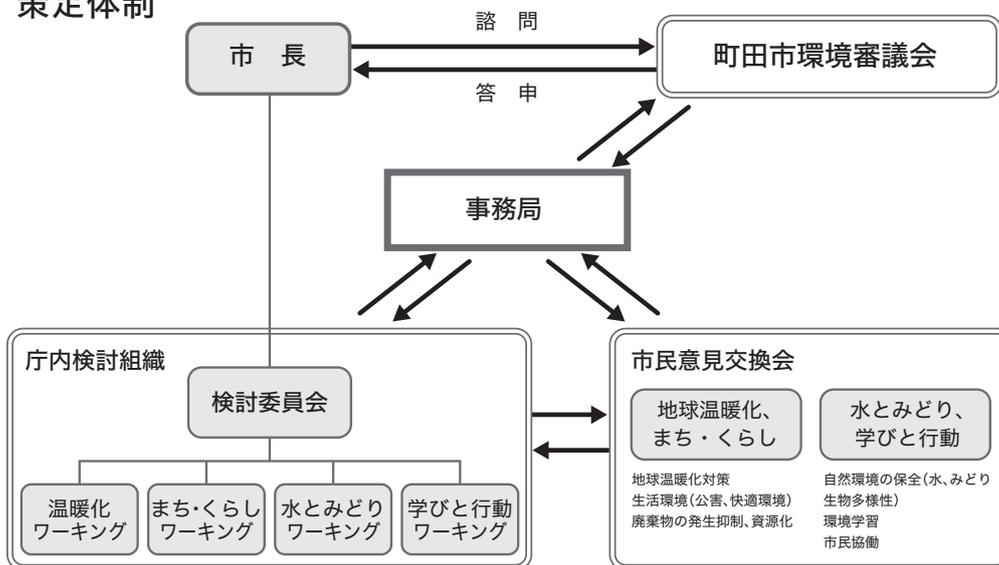


図 策定体制

(2) 町田市環境審議会委員名簿

(第5期：2009.11.16～、第6期：2011.12.21～)

(敬称略)

区分	氏名	所属・役職等	備考
学識経験者	永井 進	法政大学経済学部教授	会長
	江尻 京子	特定非営利活動法人東京多摩リサイクル市民連邦事務局長 恵泉女学園大学非常勤講師	職務代理
	北川 淑子	元東京大学大学院農学生命科学研究科特任研究員 ナチュラリスト	
	松波 淳也	法政大学経済学部教授	
	吉村 義隆	玉川大学農学部教授	
事業者	市川 稔	町田商工会議所推薦	
	木村 浩光	サービス（エネルギー）事業者	第5期
	斎藤 之良	町田商工会議所推薦	第6期から
	中丸 朗彦	町田商工会議所推薦	第5期
	永山 輝彦	サービス（運輸）事業者	
	山下 幸光	町田市農業協同組合推薦	
	渡邊 龍二	サービス（エネルギー）事業者	第6期から
市民	河津 純英	公募	
	杉田 研一	公募	
	永島 直之	公募	
	西 義清	公募	
	牧野 一郎	公募	

(3) 町田市環境マスタープラン改定検討委員会委員役職名

委員長	環境資源部担当副市长
副委員長	環境資源部長
委員	政策経営部長、経済観光部長、北部丘陵担当部長、上下水道部長、政策経営部企画政策課長、市民部市民協働推進課長、経済観光部産業観光課長、経済観光部北部丘陵整備課長、環境資源部環境保全課長、環境資源部ごみ減量課長、建設部建設総務課長、都市づくり部都市計画課長、都市づくり部公園緑地課長、上下水道部上下水道総務課長、教育委員会事務局学校教育部教育総務課長、教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課長

検討委員会委員所属部署名と役職は 2012 年 3 月現在の名称です。

(4) 町田市環境マスタープラン改定に関するワーキングメンバー所属部署名

ワーキング名	課名	人数
温暖化	経済観光部産業観光課	1
	政策経営部企画政策課	1
	都市づくり部都市計画課	1
	環境資源部環境総務課	1
	環境資源部ごみ減量課	1
まち・くらし	環境資源部環境保全課	2
	上下水道部上下水道総務課	1
	建設部建設総務課	1
	都市づくり部まちづくり推進課	1
	都市づくり部開発指導課	1
水とみどり	上下水道部上下水道総務課	1
	上下水道部工務課	1
	建設部道路補修課	1
	都市づくり部公園緑地課	1
	経済観光部農業振興課	1
	環境資源部清掃工場	1
環境学習	市民部市民協働推進課	1
	学校教育部教育総務課	1
	生涯学習部生涯学習課	1
	環境資源部清掃事務所	1
	都市づくり部まちづくり推進課	1

ワーキングメンバー所属部署名は 2012 年 3 月現在の組織名称です。

2 「第二次町田市環境マスタープラン」の策定経緯

(1) 計画策定の経過

年月日	会議等
2010年4月21日	第44回環境審議会 ・事務局での現行計画の総括
2010年8月26日	第1回検討委員会 ・検討体制 ・スケジュール等確認 ・ワーキング ・市民意見交換会の設置
2010年10月7日～26日	市民意識調査
2010年10月13日～20日	第1回ワーキング ・町田市の環境の現状と課題
2010年11月4日	第1回市民意見交換会 ・町田市の環境の現状と課題
2010年11月19日	第2回検討委員会 ・策定方針検討
2010年12月1日～6日	第2回ワーキング ・町田市の環境の課題
2010年12月20日	第45回環境審議会 ・諮問、骨子案を審議
2011年1月13日	第2回市民意見交換会 ・骨子案を検討
2011年2月2日	第3回検討委員会 ・骨子案を検討
2011年2月10日	第46回環境審議会 ・骨子案を審議
2011年3月11日～30日	第3回ワーキング ・施策案検討
2011年3月23日	第47回環境審議会 ・骨子案を審議
2011年4月14日	第3回市民意見交換会 ・施策について検討
2011年4月20日～26日	第4回ワーキング ・施策、目標を検討
2011年5月19日	第4回検討委員会 ・計画の構成、中柱、目標について
2011年5月23日	第48回環境審議会 ・計画の構成、中柱、目標について
2011年6月23日	第4回市民意見交換会 ・町田市の環境のために、市民・事業者が日常生活・事業活動でできることは？

年月日	会議等
2011年7月8日	第49回環境審議会 ・素案第3章について
2011年7月25日	第5回検討委員会 ・素案について
2011年8月1日	第50回環境審議会 ・素案について
2011年8月24日	第6回検討委員会 ・素案・アクションプランについて
2011年8月30日	第51回環境審議会 ・素案・アクションプランについて
2011年9月27日	第5回市民意見交換会 ・素案・アクションプランについて
2011年10月21日～11月21日	パブリックコメント
2011年11月2日	第7回検討委員会 ・アクションプランについて
2011年11月11日	第52回環境審議会 ・アクションプランについて
2011年12月21日	第53回環境審議会 ・パブリックコメント、アクションプランについて
2012年1月11日～2月3日	アクションプラン（案）への意見募集
2012年1月17日	第6回市民意見交換会 ・アクションプランについて
2012年2月9日	第8回検討委員会 ・答申案、アクションプランについて
2012年2月13日	第54回環境審議会 ・答申案、アクションプランについて
2012年3月27日	第55回環境審議会
2012年3月29日	「第二次町田市環境マスタープラン」答申

(2) 市民参加の状況

項目	実施時期	内容	人数等
市民意識調査	2010年10月	設問回答および自由意見	対象者 3,000人 回答率 52.2%
市民意見交換会	第1回：2010年11月4日 第2回：2011年1月13日 第3回：2011年4月14日 第4回：2011年6月23日 第5回：2011年9月27日 第6回：2012年1月17日	計画策定に関する意見交換	市民委員12人 第1回～第4回には ワーキングメンバー (職員)も参加
パブリックコメント	2011年10月21日～ 11月21日	「第二次町田市環境マスタープラン(案)」に関する意見募集	意見総数 16名と1団体 84件
意見募集	2012年1月11日 ～2月3日	「アクションプラン(案)」に関する意見募集	意見総数 4人16件

3 町田市環境審議会 諮問・答申

(1) 諮問

2010年12月20日

町田市環境審議会
会長 永井 進 様

町田市市長 石阪 丈一

新「町田市環境マスタープラン」の策定について（諮問）

町田市では2000年12月に良好な環境を保全・回復・創造するとともに、環境への負荷の少ない持続可能な発展を支える循環型社会の実現に向け、町田市環境基本条例を制定し、この条例に示される基本理念の実現に向けた計画として2002年3月に「町田市環境マスタープラン」を策定いたしました。

これまでの取り組みにより、太陽光発電の設置補助事業の開始、ごみの戸別収集の実施、水辺環境の整備など一定の成果をあげてまいりましたが、2002年の策定当初に比べ、地球環境問題は深刻の度を増しており、市民の環境への意識は高まり、地球温暖化への認識も広がりつつあります。

また、地球環境問題は世界規模での対策を進めていくことが求められており、町田市がその一員として、より一層の取り組みを進めていくために求められる環境政策は、新たな転換期に差しかかっており、町田市といたしましても近年の環境を取り巻く状況の変化や新たな課題に向き合い、市民の日常生活や事業者の日々の事業活動などに焦点を当て、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしつつ、環境先進都市が実感できる環境マスタープランを策定したいと考えております。

つきましては、新「町田市環境マスタープラン」の策定について、町田市環境審議会条例第2条第1号及び第2号の規定に基づき、貴審議会に諮問いたします。

(2) 答申

2012年3月29日

町田市市長 石阪 丈一 様

町田市環境審議会
会長 永井 進

「第二次町田市環境マスタープラン」の策定について（答申）

2010年12月20日日本審議会に対し諮問のありました標記の件につきまして、6回の市民意見交換会やパブリックコメントなどでいただいたたくさんの市民の意見を反映しつつ、慎重に議論を重ねてまいりました。その結果、町田市が今後目指すべき環境施策や取り組みについての基本的な方向性を示すものとして、別紙のとおりまとめましたので、ここに答申いたします。

この「第二次町田市環境マスタープラン」では、近年ますます重要性が高まっている地球温暖化対策に力を入れ、従来の化石燃料を主としたエネルギー利用から、持続可能なエネルギー利用への転換を掲げるなど、2011年3月11日に発生した東日本大震災後の社会状況の変化に対応した内容としました。

つきましては、この計画の基本理念の通り、市民・事業者・行政の協働により具体的な取り組みを進め、町田市の望ましい環境像である「水とみどりとにぎわいの調和した環境都市 まちだ」が早期に実現するよう本計画が円滑に推進されることを望みます。

特に町田市の取り組みについては、関係各部署において事業の実施と進捗管理に責任を持ち、確実に目標を達成されるよう、ここに申し添えます。

(3) 「第二次町田市環境マスタープラン」策定にあたって

2011年3月11日に発生した「東日本大震災」は、東日本の広範囲にわたり甚大な被害をもたらしました。町田市を含む首都圏においても、地震や原子力発電所の事故を原因とする電力供給の不足による計画停電の実施や、ガソリン、灯油をはじめとした燃料類の供給不安により、家庭生活や通勤・通学など日々の暮らしに大きな影響がでました。これは、地球温暖化問題が叫ばれ、二酸化炭素等の温室効果ガスの削減が求められている中、現代の私たちの暮らしが電力や化石燃料にいかに依存しているかということに気づくきっかけとなりました。

必要なエネルギーが安定的にきちんと供給されるシステムの再構築が、いま最も進めるべき課題ではありますが、併せて、日々の生活を見つめなおし、エネルギー消費が少なく温室効果ガス排出量の少ない社会への転換が、今後ますます重要であるとの見地から、「第二次町田市環境マスタープラン」の検討を行いました。

2012年3月 町田市環境審議会

4 関連例規等

(1) 町田市環境基本条例

(平成12年12月27日 条例第68号)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 環境の保全、回復及び創造に関する基本的施策(第9条—第19条)

第3章 環境管理の推進(第20条—第22条)

第4章 環境パートナーシップによる環境の保全、回復及び創造の推進(第23条—第26条)

附則

前文

私たちの町田市は、多摩丘陵の北部に位置し、緑豊かな丘陵地と、境川や鶴見川などの源流を有しており、また数多くの縄文遺跡の発見にみられるように、生活の場としての永い歴史を有している。それは、先人たちが、太古からその豊かな自然の恩恵を享受しながら生活してきたことを物語っている。

現代社会での生活、あるいは経済活動は、私たちの暮らしを豊かにする一方、資源の過剰な消費や膨大な廃棄物の排出等、環境に対する多大な負荷を伴い、私たちを取り巻くあらゆる環境を悪化させる原因となっている。このことは、首都圏で有数の商業都市、住宅都市として発展し続けている町田市でも例外ではなく、先人たちから引き継いだ環境を、次の世代へ引き継ぐことはもちろん、維持することさえ困難な状況に立ち至っている。このような環境の悪化は、私たちのまわりだけではなく、地球全体に広がっている。

地球規模での環境問題への早急な対応が迫られている現代社会においては、私たちは良好な環境を単に自然から与えられるものとしてではなく、すべての者による保全、回復及び創造の努力によってはじめて享受できるものとして考えなければならなくなっている。

私たちは、健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする、良好な環境を享受する権利、すなわち環境権を有している。同時に、私たちには環境をより恵み豊かなものとして次の世代へと継承していく責任と義務がある。良好な環境は、私たちの世代だけに与えられるものではない。将来の世代も享受する権利を有しているのである。

私たちは、かけがえのない生命と自然を守るために、すべての者の総意として、良好な環境を保全、回復及び創造するとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の実現を目指して、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造に

ついでの基本理念を定め、町田市(以下「市」という。)、事業者、市民、在勤在学者、町田市に資産を有する者、町田市を訪れる者その他の者(以下「すべての者」という。)の責務を明らかにするとともに、地域の特性に即した環境の保全、回復及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を市民参画の下に総合的かつ計画的に推進し、もって良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 良好な環境 現在及び将来のすべての人々が、健康で安全かつ快適な生活を営むことができる、生活環境、自然環境及び歴史的文化的環境をいう。

(2) 歴史的文化的環境 歴史的文化的遺産を含む環境のうち、地域の自然環境を構成する要因となっているものをいう。

(3) 環境への負荷 行政の施策、事業活動、日常生活等(以下「すべての活動」という。)により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(4) 公害 環境への負荷のうち、すべての活動に起因する生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁(雨水及び地下水の汚染を含む。)、土壌汚染、騒音、振動、悪臭等によって、良好な環境が損なわれることをいう。

(5) 循環型社会 すべての活動において、資源及びエネルギーの一層の循環、効率化並びに廃棄物の発生抑制、適正な処理等を図るなど、経済社会システムにおける物質の循環を確保することにより、最終的な排出物を低減し、自然環境の物質循環に戻すことができる社会をいう。

(6) 地球環境の保全 すべての活動に起因する地球全体の温暖化、オゾン層の破壊、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、市民の健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする、良好な環境の確保に寄与するものをいう。

(7) 環境監査 市又は事業者が、すべての施策又は事業活動について環境の保全、回復及び創造の見地から自ら点検及び評価を行い、以後、その結果を反映させていくことをいう。

(8) 環境パートナーシップ 市及び事業者並びに市民、在勤在学者及び主にこれらの者により組織される民間の団体(以下「市民等」という。)が、環境の保全、回復及び創造を目的として、相互に促し、励まし、支え合う関係をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全、回復及び創造は、良好な環境及び環境権の確保を図るとともに、このことが将来にわ

たって継続されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全、回復及び創造は、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に環境への負荷を低減するよう行動することにより、循環型社会を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちを構築することを目的として推進されなければならない。

3 自然環境及び歴史的・文化的環境の保全及び回復は、生物多様性（生物種、遺伝子及び生物生息環境の多様性を含む。以下同じ。）が適切に保全及び回復されるよう行われなければならない。

4 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と密接に関わっていることから、すべての者がこれを自らの問題として認識し、そのすべての活動において国際的な認識及び協力の下に積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、地域の自然的・社会的条件に応じた次に掲げる環境施策を策定し、これを推進する責務を有する。

- (1) 公害の防止及び快適環境の創造
- (2) 生物多様性を含めた自然環境及び歴史的・文化的環境の保全及び回復
- (3) 資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び再資源化の促進
- (4) 環境への負荷の少ない役務、資源、製品等の利用の促進
- (5) 環境パートナーシップによる環境への負荷を低減するための行動の促進
- (6) 地球環境の保全
- (7) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に寄与すること。

2 市は、基本理念にのっとり、施策に伴う環境への負荷の低減に自ら取り組む責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる責務を有する。

- (1) 事業活動に伴う環境への負荷の低減、公害その他環境汚染を防止するために、必要な措置を講ずること。
- (2) 事業活動に係る製品の販売、使用又は廃棄による環境への負荷の低減に寄与するため、必要な措置を講ずること。
- (3) 事業活動に係る役務の提供及び利用による環境への負荷の低減に寄与するため、必要な措置を講ずること。

(4) 市が推進する環境施策に協力し、地域の環境の保全、回復及び創造に関する取組に積極的に参加又は協力すること。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、次に掲げる責務を有する。

- (1) 日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全、回復及び創造に自ら取り組むこと。
- (2) 市が推進する環境施策に協力し、地域の環境の保全、回復及び創造に関する取組に積極的に参加又は協力すること。

（在勤在学者等の責務）

第7条 在勤在学者、町田市に資産を有する者、町田市を訪れる者その他の者は、基本理念にのっとり、市が推進する環境施策に協力し、地域の環境の保全、回復及び創造に関する取組に積極的に協力する責務を有する。（環境配慮）

第8条 すべての者は、基本理念にのっとり、そのすべての活動において、次に掲げる環境配慮に努めなければならない。

- (1) 公害を発生させないこと。
- (2) 自然を大切にすること。
- (3) 歴史と文化を大切にすること。
- (4) まちをきれいにすること。
- (5) ごみを減らすこと。
- (6) 資源及びエネルギーを大切にすること。
- (7) 環境にやさしい製品及びサービスを選ぶこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷を低減すること。

2 すべての者は、前項に規定する環境配慮を行うに当たっては、地球環境への影響についても考慮するものとする。

3 前2項の規定は、市民の市外における活動について準用する。

第2章 環境の保全、回復及び創造に関する基本的施策（環境基本計画）

第9条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、町田市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定する。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全、回復及び創造に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全、回復及び創造に関する総合的な施策の大綱

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ事業者及び市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、町田市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境基本計画との整合）

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、推進するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

（環境行動指針）

第11条 市長は、事業者及び市民等が、環境への負荷の低減に寄与する行動を取るための規範となる環境行動指針を策定する。

2 市長は、環境行動指針の策定に当たっては、あらかじめ事業者及び市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、町田市環境審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、環境行動指針を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、環境行動指針の変更について準用する。

(規制措置)

第12条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずることができる。

2 市は、生物多様性を含めた自然環境の保全を図るため、必要な規制の措置を講ずることができる。

3 市は、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び再資源化を促進するため、必要な規制の措置を講ずることができる。

4 前3項に規定するもののほか、市は、環境への負荷を低減するため、必要な規制の措置を講ずることができる。

(誘導的措置)

第13条 市は、事業者及び市民等が率先して環境への負荷を低減することを促進するため、適正な優遇、助成その他の必要な誘導的措置を講ずることができる。

2 市は、事業者及び市民等の自らの活動による環境への負荷を低減するため、経済的負担を課す等の誘導的措置を講ずることができる。

(財政措置)

第14条 市は、環境施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずよう努めなければならない。

(調査、監視及び測定の実施)

第15条 市は、環境の状況の把握及び環境の変化の予測並びに環境の保全、回復及び創造に関する施策を策定及び推進するために必要な調査、監視及び測定を実施するものとする。

2 市は、前項の施策を適正に実施するため、必要な監視及び測定を体制を整備するものとする。

(施策等の報告)

第16条 市長は、毎年、環境の状況及び環境施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(市民意見の反映)

第17条 市長は、環境施策の策定及び推進に当たっては、あらかじめ事業者及び市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるものとする。

(調整の体制)

第18条 市は、環境の保全、回復及び創造に関する施策について、総合的に調整及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

(国等との協力)

第19条 市は、環境の保全、回復及び創造に関する

施策のうち、広域的な取組を必要とするものについて、国及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

第3章 環境管理の推進

(環境監査の実施)

第20条 市及び事業者は、環境監査を行うよう努めるものとする。

2 市長は、特に必要と認めるときは、事業者に対して環境監査の結果についての報告を求める等、必要な措置を講ずることができる。

(環境影響評価の促進)

第21条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある施策又は事業を行う者が、当該施策又は事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、当該施策又は事業の実施に際し、環境の保全上の見地から適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(事業情報の公表)

第22条 市又は事業者は、施策又は事業が与える環境への負荷の情報について、公表するよう努めなければならない。

2 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業活動に関する情報のうち、市が保有するものについては、公表するよう努めなければならない。

第4章 環境パートナーシップによる環境の保全、回復及び創造の推進

(環境学習の推進)

第23条 市、事業者及び市民等は、環境の保全、回復及び創造についての理解を深め、適切な取組が推進され、互いに環境の保全、回復及び創造に関する学習の機会の提供及び広報活動の充実が図られるよう努めるものとする。

(自発的活動の推進)

第24条 市、事業者及び市民等は、自発的に行う環境の保全、回復及び創造に関する活動を推進するため、互いに支援するよう努めるものとする。

(情報の提供)

第25条 市、事業者及び市民等は、環境の状況その他の環境の保全、回復及び創造に関する情報を適切に共有できるよう、情報の提供に努めるものとする。

(広域的協力)

第26条 事業者及び市民等は、基本理念にのっとり、環境の保全、回復及び創造を行うに当たっては、他の地域の人々とも協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成13年7月1日から施行する。

「町田市環境基本条例」制定に関連する法令の抜粋

◇環境基本法（平成5年法律第91号）第7条

(地方公共団体の責務)

第七条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(2) 町田市環境審議会条例

(平成12年12月27日 条例第69号)

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市長の附属機関として、町田市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、答申する。

(1) 町田市環境基本条例(平成12年12月町田市条例第68号)第9条第1項の町田市環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 町田市環境基本条例第11条第1項の環境行動指針の策定及び変更に関すること。

(3) 環境に関する主要な施策又は方針の立案に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境を保全、回復及び創造するために必要な事項

2 審議会は、前項各号に規定する事項を調査し、審議する場合において、必要があると認めるときは、環境に関する情報その他必要な資料の提出を市長その他関係機関に求めることができる。

3 審議会は、環境の保全、回復及び創造に関し、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 5名以内

(2) 町田市民 5名以内

(3) 事業者 5名以内

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 市長は、特別又は専門の事項を調査し、審議するために必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、当該特別又は専門の事項の調査審議が終了したときまでとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。

(町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

(昭和33年4月町田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中第41号を第42号とし、第40号の次に次の1号を加える。

(41) 環境審議会委員

別表第1介護保険苦情相談調整会議の項の次に次のように加える。

環境審議会	会長	日額 25,500円
	学識経験者	日額 21,700円
	委員	日額 10,000円

「町田市審議会条例」制定に関連する法令の抜粋

◇環境基本法(平成5年法律第91号)第44条

(市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第四十四条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

5 2021年度までの達成目標一覧

基本目標1. 地域で取り組む地球温暖化の防止 ～低炭素社会を目指すまちづくり～

達成目標	目標値	現状値
市民一人あたりの二酸化炭素排出量（2010年度、3.8t-CO ₂ /人）の10%削減を目指します。	10%削減 (2021年度)	3.8t-CO ₂ /人 (2010年度)
【算出方法・資料】 （電気・都市ガス、自動車の利用及び一般廃棄物の焼却による二酸化炭素排出量（プロパンガスは含まない）／人口）／3.8t-CO ₂ /人（2010年度）×100		
再生可能エネルギーの市内エネルギー消費量に対する割合0.3%（2010年度、0.05%）を目指します。	0.3% (2021年度)	0.05% (2010年度)
【算出方法・資料】 市内の再生可能エネルギー使用量*／市内のエネルギー消費量（電力・都市ガス・ガソリン・軽油）×100 ※市内の再生可能エネルギー使用量＝太陽電池モジュール最大出力×単位出力あたりの必要面積×最適角平均日射量×補正係数×365（日／年）		
マイカーの使用はできるだけ控え、徒歩または自転車、電車、バスを利用する市民の割合（2011年度、37.1%）の10ポイント増の47.1%を目指します。	47.1% (2021年度)	37.1% (2011年度)
【算出方法・資料】 「環境に関する市民アンケート調査」により把握		

基本目標2. 自然環境と歴史的文化的環境の保全

～水とみどり生き物を守り育むまちづくり～

達成目標	目標値	現状値
市域面積に占める安定的に確保された緑地の割合（2010年度、28.9%）を、2020年度までに概ね30.0%確保することを目指します。【町田市緑の基本計画2020】	30.0% (2020年度)	28.9% (2010年度)
【算出方法・資料】 安定的に確保された緑地※の面積／市域面積×100 ※安定的に確保された緑地とは、①都市公園等の都市施設とする緑地（公園緑地等）、②制度上安定した緑地（生産緑地地区等）、③社会通念上安定した緑地（ゴルフ場、社寺境内地等）である。		
町田市内での水辺（河川・池・公園等の水辺）とのふれあいについて満足している市民の割合（2011年度、39.8%）の10ポイント増の49.8%を目指します。	49.8% (2021年度)	39.8% (2011年度)
【算出方法・資料】 「環境に関する市民アンケート調査」により把握		
市内エコファーマー認定農業者数（2010年度、74人）の5%増（4人以上増）を目指します。	78人以上 (2021年度)	74人 (2010年度)
【算出方法・資料】 市内エコファーマー認定農業者数／74人（2010年度）×100		

基本目標 3. 持続可能な循環型社会の構築

～ごみを減らし資源を有効活用するまちづくり～

達成目標	目標値	現状値
ごみとして処理する量（2009年度、9万9千t）を40%削減し、2020年度に6万tにします。【町田市一般廃棄物資源化基本計画】	6万t (2020年度)	9万9千t (2009年度)
【算出方法・資料】 全ごみ量 - 資源として集めた量		
一人一日あたりのごみとして処理する量（2010年度、842g/人・日）を、2020年度までに782g/人・日に削減することを目指します。【町田市一般廃棄物資源化基本計画】	782g/人・日 (2020年度)	842g/人・日 (2010年度)
【算出方法・資料】 全ごみ量/人口/365日（または366日）		
資源化率（2010年度、26.7%）を、2020年度までに54%まで高めることを目指します。【町田市一般廃棄物資源化基本計画】	54% (2020年度)	26.7% (2010年度)
【算出方法・資料】 資源ごみ量/ごみ量×100		

基本目標 4. 良好な生活環境の創造～安全で快適な暮らしを実現するまちづくり～

達成目標	目標値	現状値
大気に関するすべての項目での環境基準の達成を目指します。 (対象:SO ₂ (二酸化硫黄)、NO ₂ (二酸化窒素)、SPM (浮遊粒子状物質)、Ox (光化学オキシダント))	達成率 100% (2021年度)	SO ₂ 100% NO ₂ 100% SPM 100% Ox 0% (2010年度)
【算出方法・資料】 環境基準達成測定地点数/全測定地点数×100 SO ₂ 環境基準：1時間値の1日の平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppmであること。 NO ₂ 環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。 SPM 環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 Ox 環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。		
鶴見川、境川、恩田川の町田市域の水質に関するすべての項目での環境基準の達成を目指します。 (対象:pH (水素イオン濃度)、BOD (生物化学的酸素要求量)、SS (浮遊物質)、DO (溶存酸素量))	達成率 100% (2021年度)	鶴見川 pH 100% BOD 100% SS 100% DO 100% 境川 pH 100% BOD 100% SS 100% DO 100% 恩田川 pH 83% BOD 100% SS 100% DO 100% (2010年度)
【算出方法・資料】 環境基準達成回数 / (水質測定地点数 × 測定回数) × 100 鶴見川 (D 類型)、境川 (D 類型) pH 環境基準：6.0～8.5 BOD 環境基準：8mg/L 以下 SS 環境基準：100mg/L 以下 DO 環境基準：2mg/L 以上 恩田川 (C 類型)		
pH 環境基準：6.0～8.5 BOD 環境基準：5mg/L 以下 SS 環境基準：50mg/L 以下 DO 環境基準：5mg/L 以上		
居住地の周辺環境について満足している市民の割合（2011年度、62.7%）の5ポイント増の67.7%を目指します。	67.7% (2021年度)	62.7% (2011年度)
【算出方法・資料】 「環境に関する市民アンケート調査」により把握		

基本目標 5. 環境に配慮した生活スタイルの定着

～学び・協働で進めるまちづくり～

達成目標	目標値	現状値
環境に配慮した行動を行っている市民の割合（2011 年度、40.7%）の 10 ポイント増の 50.7%を目指します。	50.7% (2021 年度)	40.7% (2011 年度)
【算出方法・資料】 「環境に関する市民アンケート調査」により把握		
市内の小中学校での環境教育や環境配慮行動の 100%実施を目指します。	100% (2021 年度)	—
【算出方法・資料】 小中学校での環境教育や環境配慮行動の実施率		
環境学習や環境に関するイベント等に積極的（いつも・ときどき）に参加する市民の割合（2011 年度、10.6%）の 7 ポイント増の 17.6%を目指します。	17.6% (2021 年度)	10.6% (2011 年度)
【算出方法・資料】 「環境に関する市民アンケート調査」により把握		

6 用語解説

【あ】

アイドリングストップ p.14

自動車の停車時にエンジンを停止させること。不必要なアイドリングをやめることで、自動車の燃料の節約、排ガスの削減ができる。

アスベスト p.47

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物。繊維が極めて細いため、研磨、切断、除去等により、飛散して人が吸入してしまうおそれがある。現在では、原則として製造等が禁止されている。

アダプト・ア・ロード事業 p.14

町田市が管理する道路用地などの公共財産を市民団体の手でより良い空間にしようとする制度。市民団体の自主的な活動で道路環境改善に向けた花壇の育成や道路の清掃活動、道路利用マナー向上の啓発活動などに取り組んでいる。

アメニティ（快適環境） p.24

心地よさをあらわすラテン語に由来する英語（amenity）。豊かなみどり、さわやかな空気、静けさ、清らかな水辺、美しいまち並み、歴史的な雰囲気など、身の回りのトータルな環境の快適さを意味する。

エコセメント p.12, 42

ごみ焼却灰や下水汚泥等を原料として生産されたセメントのこと。1,300℃前後の高温で焼成するため、廃棄物に

含まれるダイオキシン類など有機化合物は分解される。これまで最終処分場に廃棄されていた廃棄物をリサイクルできるため、逼迫する最終処分場問題を解決する処理方法として注目されている。

エコドライブ p.29, 45

燃費のよい自動車の運転を心がけること。加減速の少ない運転、早めのアクセルオフ、アイドリングストップなどがある。

エコファーマー p.32, 36

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、たい肥などを使った土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う、農業者の愛称。東京都が審査し、認定を行う。

エコロジカルネットワーク p.11, 35

人と自然の共生を確保するために、原生的な自然地域等の重要地域を核として、生態的なまとまりを考慮した上で、有機的につないだ生態系のネットワークのこと。エコロジカルネットワークの形成により、野生生物の生育・生息空間の確保、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化防止等の多面的な機能が発揮されることが期待されている。

SS（浮遊物質） p.44

水中に浮遊または懸濁している直径2mm以下の粒子状物質の量。粘土鉱物、動植物プランクトンやその死骸、

工場排水等に由来する有機物や金属の沈殿物等である。数値 (mg/L) が大きい程、水が濁っていることを示す。

SO₂ (二酸化硫黄) p.13,44

工場や火力発電所で石炭や重油を燃焼する際に発生するガス。呼吸器への悪影響があるほか、酸性雨の原因物質である。

SPM (浮遊粒子状物質) p.13,44

浮遊粉じんのうち、10 μm以下の粒子状物質。ボイラーや自動車の排出ガス等から発生するもので、大気中に長時間滞留し、高濃度では、肺や気管などに沈着し、呼吸器に悪影響を与えるおそれがある。

NO₂ (二酸化窒素) p.13,44

物が燃えると必ず発生するガスである窒素酸化物 (NOx) の1つ。燃焼により発生する一酸化窒素は大気中で酸化されて二酸化窒素となる。二酸化窒素は、人間の呼吸器に悪影響を与える。

エネルギーの使用の合理化に関する法律 p.2

日本の省エネ対策を、産業、民生、運輸の各部門の特性に応じて強力に推進する為の基本的な法律。1979年10月に施行。

Ox (光化学オキシダント) p.13,44

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質。光化学スモッグの原因となり、高濃度では、粘膜を刺激し、

呼吸器への影響を及ぼすおそれがある他、農作物など植物への影響も報告されている。

温室効果ガス p.2, 3, 14, 17, 27, 29, 30, 31

温められた地表からの熱 (赤外線) が、宇宙空間へと放射されるのを抑え、地表面の温度を一定に保つ役割を果たしているガスのこと。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フルオロカーボン等がある。いずれも大気中で微量な成分であるが、人間活動により急激に増加しており、地球温暖化を引き起こしている。

温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度 p.2

東京都が、2008年に環境確保条例を改正した際に導入した制度。総量削減義務は、2010年4月から開始されており、対象事業者は自ら二酸化炭素排出量の削減努力を行い、削減できない分は、排出量取引により取得し、それらを削減義務への充当に利用することができる。排出量取引制度とは、あらかじめ国や自治体、企業などに排出枠を定め、主体間でその排出枠を売買することで、全体の二酸化炭素排出量をコントロールする仕組み。

【か】

カーシェアリング p.3

登録を行った会員間で、特定の自動車を共同使用するシステム。このシステムの普及により、自動車への過度の依存がもたらす環境負荷の低減や、交通渋滞の緩和、駐車場問題の解決などが

期待される。

外来生物 p.35

海外から我が国に人為的または無作為に入り、その本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物。在来種を駆逐するなどして地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのある侵略的な外来生物もいる。

合併処理浄化槽 p.46

し尿と台所や風呂から出る生活雑排水をあわせて処理する浄化槽。国内の浄化槽は、単独処理浄化槽の整備から始まったが、生活雑排水を処理できないため、現在は、合併浄化槽の普及が進められている。町田市においては、下水道の整備を進めているが、未整備地区については合併処理浄化槽の普及を図っている。

環境基準 p.13, 14, 44

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準。大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくかを定めたものである。

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律 p.2

持続可能な社会を構築するため、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定めて、一人ひとりが環境への理解を深め、自発的に環境保全に取り組むための支援を行っていくことを目的とした法律。地方公共団体も、その自然的社会的条件に応じ

た環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、または計画を作成し、公表するよう求められている。2004年10月に施行。

光化学スモッグ注意報 p.45

大気が安定で、風が弱く、日照が強く、気温が高いなどの気象条件により、地表近くの光化学オキシダント濃度が高くなる現象を光化学スモッグといい、光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上で継続するときに東京都が発令する注意報。

高度処理 p.46

通常の標準法で得られる処理水質以上の水質を得る目的で行う下水処理方法。通常の標準法と比較して、窒素やりんをさらに取り除くことができる。

【さ】

再資源化 p.39, 43

ごみを資源として再び利用すること。

再使用 p.38, 39, 40, 43

リユース（Reuse）とも呼ばれ、いったん使用された製品や部品、容器等を再び使用すること。3R活動の中で発生抑制の次に重要な取り組み。

再生可能エネルギー p.26, 28

永続的に利用することができる太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等の化石燃料によらないエネルギーの総称。再生が可能であるため、再生可能エネルギーとよばれる。

3R p.39, 43

廃棄物処理とリサイクルにおける優先順位を表す言葉の頭文字を取った造語。①廃棄物の発生抑制(Reduce:リデュース)、②資源や製品の再使用(Reuse:リユース)、③再資源化(Recycle:リサイクル)の順で重視する。

資源化 p.3, 4, 12, 23, 38, 39, 40, 41, 42

資源として利用すること。町田市では、「町田市一般廃棄物資源化基本計画」に基づき、ごみの減量・資源化に取り組んでいる。

資源化率 p.12, 38

一般廃棄物の総排出量に対する、回収された資源の量の割合。町田市ではエコセメント化した灰の量は含めていない。

循環型社会 p.16, 20, 23, 38, 40, 43

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後に循環的な利用が行われない資源は適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

準高度処理 p.46

下水処理標準法の水処理施設において、既存施設・設備を活かし、運転管理の工夫と最小限の設備改造を組み合わせることで、窒素やリンの削減効果

を高める水処理方法。標準法の施設を高度処理化するまでの段階的な取り組みとして位置づけられている。

人口普及率（下水道人口普及率） p.9

行政区域内人口に占める、下水道処理区域内の人口の割合。

親水 p.34

水に触れたり、接したりして水に親しむこと。最近では、魚類や昆虫などとの共存を目指した取り組みも親水活動の一環と捉えられるようになった。

すいげんかんよういき
水源涵養域 p.34

田、畑、森林、水域など、雨水や地下水を染み込ませ蓄えておける場所。水源涵養域が減少すると、地下水の量が減るだけではなく、雨水が一気に河川に流れこむことによる水害の発生が懸念される。

すいげんかんようき のう
水源涵養機能 p.36

森林の土壌が、雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。雨水が森林土壌を通過することにより、水質も浄化される。

生物相 p.46

特定の地域に生育・生息する生物の種類組成。生物相は、地域の自然の質を表す指標の一つとなる。

生物多様性 p.2, 4, 11, 20, 23, 32, 34, 35, 36

全ての生物の間に違いがあること。生物の多様性に関する条約では、生態系・種間(種)・種内(遺伝子)の3

つのレベルにおいてそれぞれ多様性があるとしている。

生物多様性基本法 p.2

生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定めた法律。また、政府による生物多様性国家戦略の策定や、地方自治体による生物多様性地域戦略の策定に努めることも求めている。2008年6月に施行。

【た】

ダイオキシン類 p.42

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB、またはダイオキシン様PCBとも呼ばれている)のこと。炭素・酸素・水素・塩素を含む物質が熱せられるような過程で自然に発生する副生成物である。

地球温暖化対策の推進に関する法律 p.2

地球温暖化対策を推進するための法律。国、地方公共団体、事業者、国民の責務、役割を明らかにしている。住民・事業者が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を目的に、温室効果ガス排出抑制のための情報の提供や必要な措置を講ずるように努めることも求められている。1999年4月に施行。

地産地消 p.29, 36

地域で生産された資源をその地域で消費する取り組み。例えば、地域で生産された農林水産物を、生産された地域

内において消費すること。

DO(溶存酸素量) p.44

水中に溶解している酸素の量。魚介類が生存するためには3mg/L以上、好気性微生物が活発に活動するためには2mg/L以上が必要であるといわれている。数値(mg/L)が大きいほど良好な水質であることを示す。

低公害車 p.14, 45

従来のガソリン車やディーゼル車と比べ、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない、ソーラーカー、電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド車などのこと。大気汚染だけでなく、地球温暖化防止の観点からも普及が期待されている。

低炭素社会 p.23, 26

地球温暖化の進行を防ぐために、温室効果ガスの排出を極力抑えた社会のこと。エコな生活スタイルの選択、省エネ製品の選択、自然を利用したエネルギーの選択などにより実現を目指す。

出前講座 p.15

町田市が学校や地域に対して開催している学習講座。町田市の職員や市民団体等が講師となる。2011年度現在は、「資源とごみ」をテーマにした講座があり、普段目にするののないごみ処理場や処理方法、処理後のこと等について細かく学ぶことができる。

電気自動車 p.3

電気エネルギーにより走行する自動車。走行中に排気ガスを出さず、騒音

も少ないという特徴がある。

電波障害 p.47

中高層建築物の建設にともなって、周辺地域においてテレビの映りが悪くなるなど、電波受信機に障害をきたすこと。町田市では、中高層建築物の建設にあたり、事業者に対して電波障害の発生について事前調査を促し、障害発生時の対策について指導を行っている。

【な】

生ごみ処理機 p.41

生ごみなどの有機物を処理する家電製品。生ごみを脱水、加熱・蒸発して減量する乾燥型や、微生物を利用して生ごみを水と炭酸ガスに分解する微生物分解型などがある。

野焼き p.44, 45

野外で廃棄物を燃やすこと。野焼きを行うと煙や悪臭が問題になり、焼却温度が低温であるためダイオキシン類を発生するおそれがある。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されている。

【は】

廃熱利用 p.28

別の目的で利用した熱の残りや目的とするものを得る過程で発生する熱を廃熱といい、それを利用すること。町田市には、ごみの焼却にともなう廃熱を利用し蒸気を生産させて、蒸気タービンで発電をする廃熱利用設備がある。

発生抑制 p.23, 38, 39, 40, 43, 45

リデュース (Reduce) とも呼ばれ、ごみの発生自体を抑制すること。原材料の効率的な利用、製品の長期間使用などにより、製造、消費、使用等の各段階で廃棄物等となることをできるだけ抑制すること。

BOD (生物化学的酸素要求量) p.14, 44

水中の有機物が微生物のはたらきによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標の1つ。河川の環境基準や事業所の排水基準などで定められている。数値 (mg/L) が大きいほど、有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。

ヒートアイランド p.30

都市部において、郊外に比べ気温が高いことにより、等温線が島状になる現象。都市の多くが人工的構造物に覆われてみどりが少ないこと、人間の生活や産業の活動にともない人工熱が放出されること、大気汚染などが原因となる。

ビオトープ p.3, 15, 35

ドイツ語で生物を意味する「ビオ」と場所を示す「トープ」の合成語。一つの生物種にとって必要な空間のまとまりを、その種のビオトープという。また、一定の区域に、元来そこにあった自然風景、生態系を回復・保全することも指す。

光害 (ひかりがい) p.47

ネオンや街灯の光によって、夜間星がよく見えなくなるなどの影響が出るこ

と。動植物の生態系に対する影響も懸念されている。

pH（水素イオン濃度） p.44

水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標。

【ま】

町田市一般廃棄物資源化基本計画 p.3, 4, 12, 38

町田市の一般廃棄物処理の基本となる計画。市民・事業者・行政の協働により、環境負荷の低減を図り、地域と共生する持続可能な循環型社会の実現を目指している。2009年度を基準として2020年度にごみとして処理する量を40%削減する目標を設定している。2011年4月に策定。

町田市環境基本条例 p.2, 16

良好な環境を確保し、より良い形で将来の世代に引き継ぐことを目的に、行政はもとより、町田市に関わるすべての人々が共通して環境の保全・回復・創造に向けて取り組むための方向性を示した条例。市・事業者・市民の責務を明確にしている。2000年12月に制定、2001年7月に施行。

町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」 p.3, 16

将来の町田を見据え、2012年度から2021年度までの10年間に、何を目標にどのようにまちづくりを進めていくのかを示した町田市の基本計画。10年を超えた長期的な視点で取り組む「未来づくりプロジェクト」、10年間

のまちづくりの方向性を示す「基本目標」、行政経営課題の解決に向けた改革の方向性を示す「行政経営基本方針」で構成している。2011年12月策定。

町田市景観計画 p.48, 49

景観法及び町田市景観条例に基づく計画。市民、事業者との協働により、「生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち」の実現を目指している。2009年12月に策定。

町田市景観条例 p.48

町田市の良好な景観の形成に関し、景観法の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関し必要な事項を定めることにより、市の自然、歴史、文化等に配慮した良好な景観の形成を推進し、もって生活風景に魅力と豊かさを感じられるまちの実現に資することを目的とする条例。2010年1月に施行。

町田市交通マスタープラン p.29, 45

交通部門の施策の基本方針となる計画。基本的な視点として、①暮らしの安全・安心の実現、②持続可能な都市の活力の実現、③環境の保全への配慮の3つを掲げている。2006年2月に策定。

町田市都市計画マスタープラン p.4

町田市全体や地域ごとの将来の空間的な姿を示しながら、町田市での都市計画の運用における基本的な考え方を示した計画。市におけるまちづくりの総合的な指針となるものである。1999年6月に策定、2011年6月に改定。

町田市緑の基本計画 p.4, 32, 33

「緑地の適正な保全」や「緑化の推進」さらには「公園緑地の整備」に関して、その将来像・目標など、みどりのあるべき姿とそれを実現するための施策などを定める、みどりとオープンスペースに関する総合的な計画。1999年9月に策定、2011年6月に改定。

まちだ市民大学 HATS p.15

「あなたを励まし、地域を育てる」を基本理念に、市民の学習機会の提供を行うため、1993年に開講した市民大学。名称にある「HATS」は、Humanity（人間性）、Art & Literature（芸術・文芸）、Technology & Science（技術・科学）、Sports & Health（スポーツ・健康）という市民大学の学習領域を示している。

水循環 p.32, 34

大気・流域・地下・水域の4つの場における水の移動（循環）のこと。循環には、雨が降り、地面を流れて川や海へ流れ込んだり、地下に染み込んだり、また水蒸気となって雲になるといった自然の水循環、ダムによる貯留と放流、農業用水、生活用水、工業用水など各種用水の河川からの取水と排水、地下水の利用などの人工的な水循環がある。

みどりのカーテン p.15, 33

つる性の植物を窓の外にカーテンのようにはわせることで、日差しをやわらげ、室温の上昇を抑える取り組み。省エネ効果、ヒートアイランドの緩和効果、二酸化炭素吸収効果等

が期待される。

みどり率 p.11

東京都が実施する「土地利用現況調査」の調査結果のうち、樹林地、農耕地、草地、水面、裸地の合計面積が市域面積に占める割合。

【や】

谷戸 p.17, 21, 32, 36

台地や丘陵地が湧水などの浸食によって複雑に刻み込まれた地形。谷戸の多様な自然環境では、多様な生物が生育・生息している。

有害化学物質 p.47

人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質の一般的な総称。大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の法律により物質を指定し、取り扱い、排出濃度、製造・輸入などを規制している。

容器包装プラスチック p.41

商品を使ったり、取り出した後に不要になるプラスチック製の容器や包装のこと。「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」において、容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等の促進が求められている。

【ら】

リターナブル容器 p.43

回収して、再利用できる容器のこと。

レアアース p.3

レアメタルの一種で、希土類元素の酸化物や塩化物の総称。発見当初（18世紀末）、それまで発見されていた土類・鉱石に比べ希少であったため「希土類」と名づけられたといわれている。

レアメタル p.3

資源としては存在量が少ない、または存在量が多くても採掘が難しいため産

出量が少ない希少金属の総称。プラチナ・モリブデン・コバルト・ニッケルなど、31種類がある。

歴史的文化的環境 p.17, 20, 23, 32, 37

「歴史的文化的遺産を含む環境のうち、地域の自然環境を構成する要因となっている環境。もの（町田市環境基本条例第2条（2）より）」を指す。

第二次町田市環境マスタープラン

発行者 町田市
事務局 町田市 環境資源部 環境政策課 政策係
〒194-0202 町田市下小山田町 3160 番地
TEL 042-797-9611
発行 2012年4月

刊行物番号 12-2

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

第二次町田市環境マスタープラン



市の鳥：カワセミ



市の木：ケヤキ



市の花：サルビア